（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	無職
⑤年齢	７３
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 2）新たな評価軸の具体的提案について イ．達成すべき安全度について 今後の治水対策について考える時、最終の治水安全度をどこへ置くかで選ぶべき方策は変わってくると思います。 高度成長期に作成された 1／250・1／150・1／100 等をそのまま生かすのか？ゴールが何処にあるかで取るべき方策は変わってくると思います。今定められているゴールは、はるかに遠く、その実現には莫大な時間と予算を必要とします。国の国民の生命、財産を守るという責務と矛盾しない程度に引き下げも考えてもよいのではないでしょうか、あるいは50年以後には、その何＋％とか住民の目に見える形で示すべきと思います。 貴会で意見を述べられた嶋津氏の 1／30～1／40 は論外です。これは国民を守るという最大の国の責務を放棄する意見です。ダム不要の主張の為、国の責務を放棄せよとは本末転倒です。 私共の住む愛媛県肱川は、将来 1／100 の安全度になるといわれています。しかし、戦後より 60 年余り堤防を作り続け 2 つのダムを造り、平成 7 年に全国紙の第一面に写真が載るような洪水があり、激時事業が行われても未だ 1／15 の安全度です。しかも、1／15 になって 15 年経過していないのに 1／15 を超える洪水を平成 16 年・17 年に経験しています。しかも、潅水地域は市の商業地域で、今一番発展して居る場所で地域にとって命取りになるのではと心配しています。 肱川は Y の字のような形をした川で、一方で 300mm、両方に 200mmづつ降れば洪水になります。大雨の予報が出るとビクビクしながら生活しています。ある程度の安全度を確保した所と、今だ肱川のように洪水が身近にある地域があります。今回、貴会が整備の極端に遅れた地域への配慮ある提言をなされることを期待します。 肱川の安全度がなかなか上がりにくい原因の一つに、堤防整備があります。肱川には特殊な状況があります。河口が狭く、その両側に旧長浜町の市街地があり、堤防整備を始めて 60 年、今やっと手をつけ始めた

処です。堤防は下流から順次整備する必要があり、又住宅地での整備には、保障・移転等、ダムの水没地に匹敵するほどの手間がかかります。堤防整備には異論はありませんが、時間がかかりすぎます。

ロ、ダムについて

現在、肱川では堤防、山鳥坂ダム、鹿野川の改造で1／15→1／40の整備計画が進行中です。

今、ダム中止へと傾く状況で、ダムを中止し河道掘削との意見があります。ダムはその次の手段でいいのではといいます。もしこれが実現できるなら、ダムは先送りでもいいかもしれません。しかし、今多くの止められているダムが心配しているのは、長年の住民の意見の対立をやっとまとまった現在、中止すればもはや将来ダムはその川には二度とできないということです。

肱川では、ダム無しで1／40を達成したとして、次の1／50～1／60へはどう進むべきか方策がないのです。もしダムを中止するなら、現計画に変る1／40への道すじ、そして1／50～1／60への道すじを示すべきです。それなしのダム中止は無責任です。

愛媛のもう一つの一級河川重信川は1／80を達成、他の県管理河川も1／60を達成しています。愛媛の他地域が手に入れている安全度を30年後に1／40、其の20～30年後に1／60と願うのは当然のことと思います。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	会社員
⑤年齢	６２才
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	**１）幅広い治水対策案の具体的提案について** ①河川は、地質時代から降雨等の浸食・運搬・堆積作用を受けながら扇状地に特徴的見られるように氾濫を繰り返しながら形成されてきた。人類は、河川の利用の利便性から洪水と戦いながらも低平地に定住し、開発とともに拡大してきた。河川沿い低平地の開発に伴い人口や資産が集積し資産価値が増大している。治水（洪水）のハード的対策の基本は、如何にして河川水位を下げ、流域住民の安全を確保出来るかが重要になる。このための手法としては、洪水を一時的に貯留させて調節する山間部遊水池（穴あきダム）、既存ダム（ダム群）としての活用、地下浸透ダム等が効果的である。②貯留施設としては、本川に建設しているダムに見られるように土砂問題等の対策が必要になるため、近傍の貯留地（採石所跡地や支川のポケット）まで洪水を導水する案も有効である。③近年の気候変動等に伴う外力の増大に対しては、適宜見直しが図られ、短期間で対策が講じられるような工法が必要になる。これに対する対応としては、適切に嵩上げ、事前の候補地選定等の対応策を行えるような施設計画が重要である。 **２）新たな評価軸の具体的提案について** ①近年の洪水は、外力が増大し土石流や流木が大量に発生して既存ダムに貯留され、効果を発揮している。ダムの本来の目的に含まれないが今後は便益に反映させる必要がある。②流水の正常な機能の維持については、環境に配慮するとともに既存ダムを含めて再評価が必要と考える。例えば、渇水流量から低水流量への増大、期別流量の見直しも重要である。③現況の実態を踏まえた利水安全度を確認し、実力を評価し、気候変動にも対応できるように安全度（1/20年確率）を大きくする。④世界の水問題を踏まえてバーチャルウォーター対策も重要になる。水資源の豊富な河川では、「水」の輸出も重要課題として取り組む。⑤Co2対策としての水力発電の推進も重要である。⑥治水経済マニュアルについては、地域への経済波及効果、評価年数、土砂・流木流出抑制効果、人命の評価、電子機器やソフトの評価、工事期間等実態を踏まえて適切に評価する必要がある。⑦環境に関する便益についても合理的な評価方法を決定する。⑧河川の嵩上げ、堤防拡幅、遊水池に対する事業費の計上は、ダムと同様の安全性で比較検討する。⑨地球温暖化による海面上昇が河口域に与える影響も重要になっている。⑩ソフト対策では、通知・避難・誘導等がこれからの高齢化社会を踏まえた場合、適切かつ迅速に実施できるか検証が必要である。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	無職
⑤年齢	66才
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 従来の治水計画でも、ダム以外の『幅広い治水対策案』の検討は形の上では行われてきた。問題点は、その優劣を比較する手法である。“ダムによる治水計画”は多くの場合、「ダムありき」で調査計画を行っていることから、比較検討されるその他の治水計画案の内容がゆがめられ、場合によっては比較対象から外す等の手法で、「ダムによる治水が最適」とされている。これを改善し『幅広い治水対策案』について客観的な比較検討がなされ、最適な治水計画がたてられるようにすべきである。 山形県の最上小国川の場合は「下流の河岸にあって、水害を受ける赤倉温泉に影響する恐れがある」ことを理由に、「河川改修は出来ない、ダムによる治水しかない」と結論づけている。ところが、「水害原因の違法な固定堰を放置」する一方、「現状の流下能力が計画高水流量以下の部分も改修しない」「内水対策もとらない」という矛盾した計画になっている。形の上では、河川改修による治水案と比較したことになっているが、客観的な比較がなされていないのである。 こうした事例を踏まえ、情報公開を徹底しながら地域住民の意見を反映させた、客観的で科学的合理性のある比較検討を行うよう義務づけるべきであると考える。 2）新たな評価軸の具体的提案について ダム以外の治水による流域振興計画のメリットなど、水害防止だけでない多様な効果を正当に評価する制度を確立すべきである。 山形県の最上小国川の場合、観光客の落ち込みで苦労している赤倉温泉にとって「ダムのない小国川の清流」は、流域の観光や農林業振興に欠かせない大切な資源である。ところが、最上小国川ダム計画は「穴あきダムだから環境への影響はない」というだけで、ダムが出来ることによるデメリットと河川改修と一体になった流域振興計画の効果をまったく検討していない。 治水計画による「地域振興計画への影響と効果」を新たな評価軸とすべきであると考える。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	学習塾講師
⑤年齢	４９才
⑥性別	女
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	１）幅広い治水対策案の具体的提案について 私は、堤防に囲まれた閉鎖的氾濫域の住民である。堤防が一箇所でも破堤すれば全域が水没し、深いところは二階まで浸水する。万一の場合、多くの住民が犠牲になる。ところが、そのような洪水はめったに来ないと、住民への周知、避難の体制ともおざなりである。 ダムに頼る治水の最大の弊害は、一定規模の洪水で被害をなくすことを重視するあまり、ダムができるまでの数十年、河道の土砂の堆積、河道内樹木の繁茂、堤防のメンテナンスなどを放置し、かえって危険を増大させることと、ダムができてからもそれらへ回す予算がなく、やはり放置が続き、「ダムができたから、もう洪水はない」と住民を過信させることではないか。 しかし実際には計画規模以上の洪水が常に起こり続けているので、これほど多くのダムをつくったにもかかわらず、水害の被害額は拡大している。「計画規模以上の洪水だった」ということは、この責任を回避する理由にはならない。新たな治水対策案の第一は、想定以上の洪水であっても、破堤などによる壊滅的被害を出した場合、河川管理者に責任を取るよう義務付けることではないか。想定以上の洪水が来ればどうなるか知っているのに何の策も講じないことが罪にならないのは、理不尽である。国土交通大臣以下、全員が責任を取るようにすべきなのだ。 壊滅的被害を避けるために最優先とすべきは、堤防を破堤させないことである。私は淀川水系流域委員会員の任期中、水害後二週間の足羽川、円山川を視察し破堤現場を見る機会を得た。越水の破壊力に衝撃を受け、堤防の破堤原因の八割が越水であることを得心した。それ以来堤防の越水対策の実施を強く訴えている。この年の水害頻発により、河川局は堤防の越水対策の検討を始めたが、六年が経過しても何も進展していない。近畿地方整備局も、独自に堤防の模型実験を始めたが、破堤のメカニズムを調べただけで立ち消えになっている。 河川管理者は、あの破堤による水害を知りながら、なぜ堤防の越水対策をしようとしないのか。一定限度の洪水を河道内で流下させ被害を出さないことしかやろうとせず、堤防の向こう側の住民の命をないがしろにしている。従来の河川整備は、住民よりも河川管理者を守っている。これを転換しなければ、今後の治水は何も変わらない。 従来の浸透浸食対策よりも、堤防の破堤原因の八割を占める越水の対策を急ぐことが、住民本位の治水への転換となる。

	2）新たな評価軸の具体的提案について 古来日本は、急峻な河川の構造に逆らわず、上中流では遊水させることで氾濫の勢いを弱め、下流では危険地域を農地とし、万一の場合は氾濫水を農地に誘導することで壊滅的被害を避けてきた。 明治以降の河川改修、築堤、ダム建設などの近代的大規模工事の技術は氾濫域の住宅地化を可能にし、日本の経済発展を即したが、洪水の頻度が減ることで「水害をなくすことができる」との住民の誤解を招き、河川管理者自身も被害をなくすことを目的化してしまった。 一定限度の洪水で被害をなくすという治水安全度は、単なる住民の誤解の上の評価であって、一定限度まで安全ということが、一定限度以上は何の対策もないということと表裏一体であることを知ってもなお「このままでよい」という住民はいない。 いかなる洪水が来ようとも壊滅的な被害だけは避けることが評価されるべきであり、河川管理者がその努力を怠るなら、住民がその責任を問えるようにすべきである。 要領には「これまでの評価に加え」と書かれているが、この考えは間違っている。これまでの評価、これまでの計画策定の手法そのものが住民不在の間違った考えであるのに、それを前提に評価するのでは、すでにこの意見募集には意味がない。「これまでの治水を評価する」ことが前提の有識者会議自体が、税金のムダと評価する。「これまでの評価」をまずやめ、新たな評価軸を従来の治水安全度に囚われずに構築することが必要なのである。 追記：淀川水系流域委員会でも、膨大な資料を読むこともせず、会議でほとんど発言しない委員も多かった。そのことを厳しく批判したのは、傍聴者である。傍聴者なき有識者会議は、まさに国民の評価に耐えぬと自ら認めているようなものだ。評価に耐えぬ会議が、河川整備の「新たな評価軸を構築する」ことなどできるのか大いに疑問である。 また、広く意見を募集するのはけっこうだが、それを公表するのか否かさえわからない。ご意見をうかがうと言うなら、それをどう扱うかも明快に示すべきではないか。 今さら、あまりにも不透明な会議を招集する国土交通大臣には、新たな河川整備を実施しようとする意欲が感じられない。非常に失望したし、そう思う国民は多いことを、大臣は自覚すべきである。 以上

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	無職
⑤年齢	６５歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	１）幅広い治水対策案の具体的提案について 前提として　　―国交省の姿勢の転換・河川法遵守が重要― １、「今後の治水対策のあり在り方に関する有識者会議」の会議が非公開とされている。これは全く遺憾なことである。よりよい知恵の結集、国民の意見反映を考えると当然のことながら公開にすべきである。 ２、幅広い治水対策案を検討し、もっともよい計画に結実させるためには何が課題なのか。治水対策が真に流域住民の命と財産を守る計画として有効性を持つためには、河川整備計画の策定は、なによりも河川法の精神と諸規定にもとづいてなされなければならない。治水・利水と環境の保全という河川を生きたものとしてとらえる観点と各河川管理者などが設置する専門家委員会の意見および流域住民の意見が計画に反映されることが必要である。その河川のことは、その流域に住み続け、その河川の恩恵も災害も合わせて受ける流域住民に聞けということである。その地域の知恵を結集することが重要である。 しかるにこれに逆行する事態が発生している。国交省近畿地方整備局は、自ら設置した「淀川水系流域委員会」が、2008年4月25日、「淀川水系河川整備計画原案（07年8月28日）」についての意見」を取りまとめ、国交省に対して「原案見直し，再提示するよう」求めたところ、6月20日に突如、「委員会の意見は十分聴取した」として委員会審議を「打ち切る」こととし、「淀川水系河川整備計画（案）」を策定公表し、関係知事に意見を聴取した。そして、委員会が委員会活動を継続し、とりまとめた「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書」（08年10月16日）の受け取りを拒否し、2009年3月31日、「淀川水系流域委員会」の意見を全く反映しない「淀川水系河川整備計画」を決定した。 淀川水系河川整備計画、宇治川の天ヶ瀬ダム再開発、塔の島地区河道掘削事業の計画は、委員会の意見も流域住民の意見も無視したもので、手続きと内容において河川法に反するものである。この行為によって行政の信用は失墜した。 また、国交省は、宇治川の流域住民に対する説明責任を果たしていない。宇治市で「整備計画案」の説明会を開催しながら、宇治川の河川整備計画の具体的内容を全く説明せず、参加者全員からブーイングがおこり、再度の説明会開催要求にも応えていない。計画の危険・景観破壊・過大で無駄な公共事業という数多くの問題点を具体的に指摘している住民意見に答えることもなく無視して計画を強行している。これまた、河川法の重要な柱である地域の意見の反映をないがしろにするもので

	ある。最近ではこれまでの委員会公開に逆行して「塔の島景観構造検討会」を非公開にする歴史的逆行の暴挙を行っている。 改善 ①国交省は委員会を自らの御用機関のように扱う姿勢を改めるべきである。 ②委員会意見や地域住民意見を、河川管理者が無視できないように河川法を改正する必要がある。 ③委員会に関しては、「淀川水系流域委員会」を教訓にすべきである。委員会と河川管理者と流域住民のトライアングルを構築しようとした。 あ）委員会委員の公募制、い）委員に専門家でないが流域住民を入れる、う）委員会事務局の第三者委託、え））委員会の公開と傍聴者発言、お）資料・議事録をはじめ徹底した情報公開、か）積極的な流域住民との意見交換、き）現地視察を踏まえた審議検討、く）「質問」に対する「回答」（河川管理者）を旺盛に取り組んだことなど。 改善すべき点 委員公募制であったが3期に宇治川流域から応募した人は委員に選任されなかったことは、琵琶湖・宇治川・桂川・木津川・淀川を対象とした審議に住民意見の反映が十分にできなかった。 委員に地質専門家が選任されていないために委員会として天ヶ瀬ダム再開発事業の巨大トンネル式放流施設建設に関して天ヶ瀬ダム周辺の地質問題あるいは河床移動、宇治川堤防問題を深く検証審議することができなかった。 ④国交省が開催した「天ヶ瀬ダムワーク」などは評価できる取り組みであったが、そこで出された意見や流域住民が喧々諤々の議論の末まとめた意見書が計画に反映されず、全く無視されたことが問題である。 幅広い治水対策案の具体的提案や新たな評価軸の具体的提案について意見公募を行うのはよいことであるが、その前提として、国交省の姿勢の転換・河川法遵守が重要がなによりも重要であると考えます。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	大学生
⑤年齢	22歳
⑥性別	男性
⑦意見 （意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 私が浅学なため、提案はありません。 2）新たな評価軸の具体的提案について 国土交通省が実施してきた公共事業評価では主に費用便益分析 B/C で事業の妥当性を検討してきました。B/C は事業の経済性を示す指標としては有益です。しかし評価軸として B/C に重きをおくのは適切ではないと思います。その理由を二つ指摘します。ひとつは、便益 B が事業費 C 以上であれば、どんなに C が大きくても妥当な事業とみなされる点です。近年国土交通省の予算が縮減されている現実を考えると、事業費 C の大小が検討されない B/C という指標には問題があります。もうひとつは、B/C では C の中に社会的費用が考慮されない点です。例えばダム建設によって地域が水没する事例を想定してみます。この場合、水没地域の住民にとって便益は限りなく無に近く、家屋の移転や地域コミュニティの崩壊などの社会的費用を負わされることになります。一方でダム下流の住民は相応の対価を支払い治水の便益を享受するという構図になります。これは水没地域に一方的に社会的費用を負わせ、ダム下流域住民が便益を独占するということで著しく不平等、不公平といえます。にもかかわらず、B/C では社会的費用が考慮されていないために、全体として B>C であれば妥当な事業となってしまいます。 以上の現状分析から私は **B/C に加えて全体の事業費及び社会的費用等を評価軸として加え、複数の評価軸で事業を評価すべき**と考えます。 なお、事業評価にあたっては**いくつかの代替案を複数の評価軸で多角的に比較検討することが重要**と考えられます。ひとつの治水対策案だけを複数の評価軸で検討するよりも複数案を相対比較することでより適切な案を選択できる可能性が高まります。いくつかの代替案を検討することの副次的な効果として河川行政の透明性向上、市民との信頼感の醸成が期待できます。ダムに反対する市民団体は堤防改修や森林整備を求める主張をしていますが、はたしてそれが妥当な代替案となりうるのかを検討することも合意形成のために必要です。 代替治水案の比較をするためには、先ほど述べた B/C、総事業費、社会的費用のほかに、**治水効果が発現するまでに要する期間、各案により期待できる治水安全度も評価軸に加える必要**があります。 このような複数案の比較検討は公共事業評価制度だけでなく、**河川整備計画策定の過程で取り入れることも効果的**だと思われます。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	会社員 [redacted]
⑤年齢	５３
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	１）幅広い治水対策案の具体的提案について ２）新たな評価軸具体的提案について ※上記１）２）両面に関するご提案としてご了承ください。 治水対策については、都市と地方において評価軸を含めた方法論を分けて論じる必要があると考えられる。本提案においては地方田園地帯を例として今後の可能性を提案してみたい。 北海道沙流郡平取町は一級河川沙流川が貫流し、かつて明治11年に英国の女性旅行家イザベラ・バードが平取町を訪れたときは、沙流川の両岸は湿地が広がっていたことが『日本奥地紀行』にも記されており、大出水のたびに河道も両岸の河岸段丘の間で位置を変えていたことが知られている。その後、上流から運ばれた肥沃な土地を活かして水田開発が進み、その後トマト栽培への転作が進み、いまや年間生産額30億円を超える有数の生産地として地域経済を支えている。 現在、平取町では、平取ダム地域文化調査（北海道開発局室蘭開発建設部）の一環で、地域住民の参加によりアイヌの人々の生活文化を調査し川の氾濫によって形成された州を利用した「川洲畑」の再現試行などが行われている。また、かつてアイヌの人々は、洪水に遭わない高台に集落を設けて生活してきたことも知られている。そのような歴史や近年の調査を通じて、長年の経験から生まれた知恵を使いながら川の自然の営みとのつき合い方を学び、折り合いながら生活してきたことが改めて認識されつつある。 現代においては、土地の有効利用を図り地域経済の振興を図る観点から河川整備により農地や住宅など人々の安全と経済を守る治水政策がとられているが、上記のような河川と人々の生活、地域経済のあり方を長期的観点で見つめ直し、今後、地方における人口が減少する時代動向の中で土地利用のあり方を再考し、治水対策に反映していくことが必要と思われる。そのことは地域住民の利害と密接な関わりを持つことから、そのような方針の決定を行うには多面的な情報提供とともに専門家による検討を交えた多様な参加による協議の積み重ねが必要である。結果としての地域の合意形成が重要であり、協働の考え方をもとにした合意形成を生み出す仕組みづくりが肝要といえる。 それらのことから新たな評価軸として、人々の生活に根ざした歴史軸、文化軸、時間軸とともに中長期的視点をもとにした経済軸などを地域の視点から加えていくことが必要と考えられる。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	無職
⑤年齢	65
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について ○　**今後の治水の考え方** 洪水による甚大災害を食止めることに主眼を置く。 日常の河川・流域の環境にマイナス負荷を与えないものとする。 **治水対策目標流量** ａ：流量実測最大の洪水と計画高水流量の内、大きい方を採用する。 **河川技術的**には、 ａ：破堤誘発を防ぐために堤防詳細点検結果に基づく改修を徹底することが先決。 ｂ：スライドダウン堤防高を採用している堤防は直ちに正規の構造にする。 ｃ：堤防を、越流してもしばらくは耐えうる構造にする。 ｄ：河床堆積土砂の浚渫を徹底する。 ｅ：堤防未整備区間の解消を図る。 **流域対応**としては、 ａ：超過洪水があることを前提とした流域の都市計画を策定する。避難場所、避難経路、避難手法、情報伝達・集約等を含んだ都市計画とする。 ｂ：森林の保全を図る。国土保全の観点から森林交付税を創設し、森林保安隊による森林保全・木材活用と雇用確保をはかる。 ｃ：可能なところでは霞堤、越流堤等で洪水を分散する。洪水が引き込まれる田畑に対しては補償制度を、そこに宅地等がある場合は輪中もしくは宅地嵩上げ等を施す。 2）評価軸について ａ：上記各事項を満たしていること ｂ：流域住民のコンセンサスが得られていること。 下記事業については事業凍結とし、事業者と反対派住民が徹底再検証をおこなう。それにかかる費用はすべて事業者が負担する。 土地収用法が適用されているダム事業。 工事差し止め訴訟、住民訴訟が提訴されている事業。 ｃ：ダム事業の費用便益比（Ｂ/Ｃ）を現実に即して正しく計算し、Ｂ/Ｃが１を下回るダムは中止とする。 説明 算出過程に、同時に複数個所での氾濫とか、ありえない箇所での氾

	濫等が想定されていないこと。 環境等へのマイナス負荷が参入されていること。 d：**利水についての評価軸** （1） 水道、工業用水道、農業用水の将来の水需要は、最近１０年間の実績の動向を再現できる方法で予測を行っていること。 （2） 水道の水需要予測においては、利用量率98%以上、有収率95%以上、負荷率90%以上を設定していること。 （3）水道、工業用水道、農業用水が保有する水源は、各水源の最近の使用実態に基づいて評価を行っていること。 ① 地下水については最近の使用実績量を保有水源としてカウントする。 ② 計画中ダムの暫定水利権は１０年間程度以上の取水実績があれば、ダムなしの取水が可能なものとして安定水利権とみなすことにする。 その他 有識者会議は公開とすること。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	獣医師
⑤年齢	33歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について ダムを前提としない治水対策という理念はおおいに評価できる。 熊本県荒瀬ダムの例もあるが、ダム先進国であったアメリカではすでに【ダム建設】ではなく【ダム撤去】に向けておおきく方向転換している。環境保護意識の高まりから日本でもダム撤去という流れが主流になるのは間違いないと考えられる。しかしダム撤去というものは多額の費用、綿密な調査が必要となってくる。 したがって提案であるが、もし新規のダム建設という案件があるときに、費用便益効果を指標にすることを続けるのならば、『費用』の項目としてダム撤去費用を建設段階から計上すべきである。 また河道の掘削や堤防のかさ上げ、などの治水対策例が挙げられているが、行政はいつまで愚をくり返すのかと問いたい。 川本来の保水能力を高める以外に根本的な治水対策というものはなく、また現状の川を眺めてみれば、見事なまでにいじくられ、改造されつくした川ばかりである。川そのものをいじくるような治水策はもう十分やりつくされた感があり、必要ないというのが多くの国民の意見であると思う。 2）新たな評価軸の具体的提案について ＣＶＭなどといった環境を経済的に評価する指標を導入し、ダム建設により失われる自然環境の値段を明確に数値化することをすすめるべきである。

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	ナシ
⑤年齢	79
⑥性別	男
⑦御意見	1）幅広い治水対策案の具体的提案について （1）河川の領分は脊梁の水源域から中流の扇状地・盆地・沖積平野そして大陸棚までのすべてを含む。それを自然の事実を無視して、経済活動等によって「通産省」「農水省」「国交省」「厚労省」などと分割占有してしまった。地下水は「農水省」「厚労省」があれこれイチャモン、そして堤体近辺では「国交省」が伏流水を勝手にするなとせせり出てのたまう。だから、乱開発、無駄遣い、そして環境破壊へと。環境庁は実質後追いだけで何もしないし出来ない。 1. 「農水省（以後略して「農」）は地下水が浸透しない耕地を作って、地下水が減ってるからもっと農業利水のためダムを新しく作れと言う。 2. 「農」はその無駄多い利水量増加のための工事をやって、水の流下速度を速め、下流域の洪水多発を図っている。 3. 「国」経済効果や選挙目当ての道路開発を進めて、ますます洪水発生条件を増やしている。 4. 「農」の森林管理局はその地域なりの地形や気象条件などを無視して、画一的な樹種選定して拡大造林計画を進めた結果、林業衰退、山林の荒廃を招いたために、山地の保水力低下、河況指数を落として洪水を招いた。 5. 類例限りなし。 1. （2）多目的ダムでの目的間の振り替えを地域の特性に応じてフレキシブルに図る。利水目的同士の振り替えはすでに始まっているが、洪水・利水間でも検討を。 1. 森吉山ダムには従来の森吉ダム、この場合、既設の太平湖が秋の観光シーズンだったためか予備流が遅れたので洪水発生したのでは。この転用は難しい、むしろ主目的を洪水対策としていたら森吉山ダム不用だったのでは。 2. 同じ地域のダム群間の転用も考えたら、既設・皆瀬ダムの運転規則の検討により、成瀬ダム洪水調節は不要となる。洪水期の気象条件を比べれば、玉川ダムの効率は高く、成瀬ダムは向こうに近い。 3. もう時間が切れました。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	野外活動企画運営
⑤年齢	45歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について ◉ダム洪水期（治水容量が大きい時期）の見直し 例えば、吉野川水系の早明浦ダムや新宮ダムの「洪水期」は7月1日～10月10日になっているが、戦後最大のピーク流量（岩津地点）を記録した平成16年（2004年）の台風23号が「非洪水期」である10月20日であったことや、今後のさらなる長期的な海水温度の上昇＝台風発生期間の長期化を考慮すれば、「洪水期」を延ばす必要があるのではないか。 ◉既存ダムの治水容量の見直し 治水ダムの整備が中断している水系においては、既存ダムの利水容量からの転換を図るべきではないか。水利権転用による補償費用は必要となるが、新設ダムを設置するよりかなり少ない費用で目的を達成できると思われる。 ◉恒常的な遊水地の設置と利用 利根川水系における渡良瀬遊水地がその代表例。 洪水被害史による土地の履歴を調査、現在の土地利用状況などから、長期的に土地利用計画（買収など）を立て、段階的に遊水地を設置、拡充を目指す。 洪水時の貯留時以外は、公的なレクリエーションなどのエリアとして、積極的に活用し、公共福祉に提供する。 ◉二次的な遊水地の設置と利用 日常は、農耕地などとして利用している場所を、基準以上の増水時に遊水地として利用する。事前に、遊水による被害に対する補償などを決めておく。 ◉水田の貯留効果を高める 現在の水田は、収量を増加するためになどによる品質改良などで、乾田化の傾向にある。 すなわち、大雨の際は、迅速に水田から排水を促進するような構造、操作になっている。 これでは、水田の貯留効果は期待できなどころか、逆に、洪水流量の増

	加、ピーク波の増大をもたらす場合も予想される。 大規模な出水の基準を決め、基準を超えた場合は、水田からの排水を抑制するような構造、操作に変更し、水田に積極的な貯留効果を持たせる。ピーク波の通過とともに、水田からの排水とする。長期的な冠水による稲作などの被害に対しては、補償基準を設定する。 ●封じ込め型の防災思想から、被害の軽減、迅速なる復旧を目的とした災害との共存型の防災思想へ転換する 洪水被害への対応として、次の４つの段階に分けることができる。なお、各段階における直接的な現在の対応部署も記した。 1. 準備段階（防災施設、ハザード情報など）／国交省、自治体 2. 急流救助（災害時における直接的な人命救助など））／消防、水防団 3. 捜索と救助（洪水ピーク波後の災害被害への対応）／消防、水防団、（要請を受けて出動）自衛隊 4.復旧段階／国交省、自治体 これまでの防災は、事実上、「1. 準備段階」に予算や人などの資源を費やしていたため、防災システムを超える災害発生時に逆に、被害が増大するという結果をもたらしている。 日本では、「2. 急流救助」「3. 捜索と救助」の段階が極めて脆弱であり、この段階を補強、充実、確立すべきである。 防災隊のような海上保安庁、自衛隊に比する常備組織を創るべきではないであろうか。 防災、減災に留まらず、雇用促進にもつながるし、国際貢献も大である。 ２）新たな評価軸の具体的提案について ●超過洪水対策と被害への補償など 超過洪水などによる破堤や内水氾濫などにより浸水被害を受けることを想定し、浸水被害の頻度や被害レベルを分け、ゾーニングによる住宅地や産業建築物の抑制などを図るべきではないか。 浸水被害の頻度や被害レベルが高い場所は、農地利用に留め、浸水被害の場合は、補償や融資制度を検討すべきではないか。 ●日本列島の土地利用の歴史を踏まえた、これからの土地利用計画を策定する 戦国時代後半から江戸時代前半にかけての100年余りの期間、各領地の富国強兵、殖産などを目的あるいは理由とし、人口と生産の増大に伴い農業土木が飛躍的に進歩、規模拡大となり、稲作面積がそれまでの倍増となった。しかし、増えた土地は、いわゆる不定期に洪水が氾濫するエリアであり、近代工業化では、その新規の土地を引き続き利用している。江戸時代から続く洪水被害の問題は、そのような新規の土地利用が背景にあると考えられる。 歴史に残る災害と同規模までの災害を防ぐ努力をすることは不可欠だ

	が、上記のような理由で完全に防ぐことは困難なのは、近年の災害を振り返っても明らか。 さらに、有史にない未曾有の災害を襲来した場合、言いかえれば、基本高水を抑える治水設備が完備していても、それを上回る災害となると、まさに、人的、不動産の被害は莫大なものになるであろう。 特に、治水施設のおかげで、中小の洪水から完全に守られていると地域では、災害に対する防衛力や免疫が低く、災害の経験のある地域よりも、被害が増大する危険性が高い。

[redacted]

差出人: [redacted]
送信日時: 2010年2月19日金曜日 17:04
宛先: chisuinoarikata@mlit.go.jp
件名: 今後の治水対策のあり方 に関する意見

今後の治水対策のあり方 に関する意見について

[redacted]

意見。

[redacted]

7)意見。

1） 治水対策案の具体的提案

山形県「最上小国川ダムの問題」の現場から考察した提案するものである。

私たちは、特に 最上小国川のダム問題について、最上小国川の流域地域また、山形県民の真に生命と財産を守る「真の治水」をかなえるための提案をし続けてきた。真の治水とは、真に流域の生命と財産を守り、中長期的にも持続可能な流域社会を実現することであると考える。

● 山形県の最上小国川は、最上川支流で全国的に有数の清流環境を維持し続けている河川であり天然鮎が遡上し、友鮎釣りの全国的なトーナメントが年に８回もおこなわれる環境にある。河川流域の瀬見温泉、赤倉温泉に宿泊する客の多くが鮎釣りや渓流釣りでこの川を訪れる人であり、これまでこの川の清流環境が引き寄せてきた年間３万人もの釣り人が、最上町、舟形町、まの流

域経済、また山形県の経済にもたらしてきた影響は大きいと考え得る。現在１３００人の組合員を有する小国川漁協は真っ向から反対を貫いている。といった状況である。

● 現在流域の治水対策として計画されている穴あきダム「最上小国川ダム」は、ほぼ、赤倉温泉地域の治水対策と限定された治水対策である。

しかし、赤倉温泉地域の小国川の治水対策については、以下２点の「河川管理」上の問題があり、それを解決することが治水上、先決であり重要と考える。

１）固定堰と土砂の堆積について。

● １）赤倉温泉流域の河道は、相当量の土砂の堆積が生じている。また、その土砂の堆積の原因となり、赤倉地域内で最上小国川の流下能力を低下させている「固定堰」について、県は「誰がいつ、何の目的のために作ったのか」を未だ明らかにしていない。2008 年、温泉旅館の湯脈と河川水位との関連を調査した際、研究者より、河川水位と温泉旅館の温泉の湧出に関連性があることが言及されている。私たちは、左岸の川岸にある二軒の温泉旅館の岩風呂の水位、温泉湧出量を保つために、県が設置した固定堰ではないかと推測される。固定堰を除去し、河道内に堆積している土砂を除去することで相当量の流量を増やすことができると考え得る。

赤倉温泉地域、下流から上流をみたもの。手前にある「固定堰」が多くの土砂堆積の原因となっている。

● 県は、「温泉旅館の温泉流出への影響」を殊更に強調して、土砂の除去を怠ってきた経過がある。県が2008年１２月に行った河川水と温泉との影響について、温泉調査の専門家として３名の研究者が調査にあたったが、その中の１名の研究者である山形大学川辺教授は、県が発表した「温泉に影響するから掘削できない」としたことについて、当時の温泉調査の結果から、県の「影響があるから掘削できない」に結びつけることは論理に飛躍があり、科学的な判断とは言い難い。温泉と河川水位との関係のメカニズムを解明することにより、温泉に影響を与えないで現在流域に堆積している土砂の除去を行うことは十分可能である。との見解を示している。　これについて山形県は無視したままで議論を避けている状況である。また、固定堰を除去した後、可動堰により通常は水位を保ち、洪水時には流下能力を高めることも他の研究者などにより提案されている。

２）本来の河道を確保する河道の拡幅と旅館街の再整備の検討を。

赤倉温泉流域に隣接する旅館群が、河道内に迫り出して建設されている可能性が河川工学者から指摘されている。実際に温泉街の特に2軒の旅館のせり出しにより、河川河道を狭めている。特に「岩風呂」で有名な旅館の中には、その旅館内に存在する岩風呂の縁が本来の河川の縁、土手ではないかと推定される箇所がある。流域では、低く老朽化した堤防の上に旅館が建ち並び、旅館のエ

アコンの外部ユニットが堤防の上に並んでいるような状況である。私たちには、これらを許可し続けてきた河川管理者の責任こそ問題があるように思える。

最上小国川ダム計画は、この状態を「歴史的な景観」と称してそのまま温存し、上流の穴あきダムでの洪水調整で治水をかなえようという計画であるが、わざわざ人為的に作り出された危険箇所をそのまま放置しながら、巨額の税金投入をおこなうダム建設は許されない。それ以前に、これまでの杜撰な河川管理について反省をしつつ、河道拡幅による本来の河道の確保、旅館街の嵩上げ。また、パラペットなどによる水害対策など、本来の河川管理を行うことが先決であると考える。

また、流域の旅館としても、特に大型の旅館は団体旅行から個人旅行へ移行している観光ニーズに応えたダウンサイジングが求められ、省エネ化、耐震化など、現代のニーズや今後に応えた改修、改築が求められているように思える。

今後５０年先、１００年先にも人が訪れ続ける観光地、旅館街で有り続ける事が可能であるように旅館数件の一部改修、改築を伴う河道拡幅や、旅館の嵩上げなど、温泉街の流域再生計画を施し、竟に持続可能な地域に貢献する「治水対策」が徹底的に検討、検証されるべきと考える。

これまでの「最上川流域委員会　小国川小委員会」また、最上川流域委員会の治水についての検討は、第一の大きな問題として、治水プランの策定にとって中心的に専門家として意見を述べる「河川工学者」２名が、ダムによる治水論について述べる「河川工学者」に偏っており「ダムに依らない治水策」を主張する「河川工学者」が皆無のまま進んでいた。そのために、ダムに依らない治水についての議論が、全く検討不足であった。

このことについて、2006年以降、私たちの招聘で５度現地を訪れた河川工学者、今本博健　元京大防災研究所所長　元淀川流域委員会委員長は、「河川管理者が示した調査検討資料のうち、環境に関する内容が乏しい。代替案についても流域対応についての検討不足が目立つ。これらを指摘しなかった学識経験者の責任は重大である。」と指摘している。

新たな評価軸の具体的提案について

冒頭に述べたように山形県の最上小国川は、天然鮎が遡上し、ハナカジカ、トウホクサンショウオが生息し、生物多様性のホットスポットといえる貴重な清流環境を維持し続けている河川である。この清流環境を求めた鮎釣りや渓流釣りなど、がこれまで流域に一定の経済効果をもたらしてきたと考える。

◉ 中長期的に清流環境ダム建設による環境の変化が、流域の経済にどのような損失を及ぼす可能性があるか、ダムに依る案とダムに依らない治水とで、１０年後、３０年後、５０年後の流域経済のシナリオを作成して比較し、住民に提示する必要があるのではないか。

米国やヨーロッパでダム撤去やダムに依らない治水方策を全面的に展開している背景の一つには、「流域の持続可能な地域経済」を中長期的に考察した結果として、川のもたらす生物多様性清流環境としてのサービスとしての、漁獲高、レジャー、観光などの経済的な価値が重要視されるようになったからではないかと考える。

◉ 最上小国川のもつ貴重な生物多様性と清流環境についてそれが破壊されることの流域経済への影響について、たとえば山形県は「穴あきダムは環境にやさしく著しい影響を与えることはないから、ダムによる清流環境の破壊による影響については考慮していない　と応えた経緯がある。

しかしながら、「環境にやさしい穴あきダム」の論拠については、漁業権があり、清流環境を維持し、天然鮎が遡上する川に穴あきダムを建設し、ダムをつくる前とつくった後の生態系への影響を調査し、科学的に「影響がない」と実証したデータは未だ現存せず、この「環境にやさしい」という見解には欺瞞性すら感じられる。

今や、かけがえのない、「ノーロス」の地域資源である、清流河川の生物多様性の価値を評価し、流域経済としてとらえ判断基準にする仕組みの構築が必要と考える。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
[redacted]
△▲△▲△▲△▲△▲△▲△▲△▲△▲△▲△
[redacted]
Tel/Fax [redacted]
handy [redacted]
△▲△▲△▲△▲△▲△▲△▲△▲△▲△▲△

今後の治水対策の在り方に関する意見

①氏名 [redacted] ②住所 [redacted]

③ＴＥＬ [redacted] ④職業　無職　⑤年齢　72歳　⑥性別　男

⑦意見

治水対策として有効な施策は山林の荒廃を防ぐことにあると思います。

山の保水力を高めるためには落葉樹が必要です。落ち葉は保水に有効だからです。これから植林をする山には針葉樹と落葉広葉樹の混交植林がいいという方がいますが私も賛同します。人工林はスギの木ばかりという戦後の植林政策の誤りを素直に認めて、軌道修正していくことが肝要と思います。

植林したあと数十年経った山のなかには、間伐されず放置されたままやせ細った木が混ざった過密状態の山林や、たとえ間伐したとしても、切り倒した木をそのまま放置しておくので、大雨の時に流されて下流の橋を破壊したり、流れをせき止めて氾濫したりという被害を生むことになります。

新聞報道によると「兵庫豪雨　氾濫原因は流木」の見出しで「2009年8月21日産経新聞」は次のように伝えています。「台風9号による豪雨で死傷者3人、住宅35戸が全半壊するなどの被害があった兵庫県朝来市で、氾濫した神子畑川の・・・。県は鉄砲水で谷筋の立木が根こそぎ流されたのに加え、周辺に置かれていた間伐材も流されたとみて原因を調べている」。「この時の神子畑川の状況を調べたところ、河川断面からの推計では、許容流量は約500トン／secだった。一方、9日の降雨時の推定流量は480トン／secで、同川

の許容容量内だったことが判明した」。

この報道からは、なぜこのような被害が出たのかについてはっきり記載されていません。が、次の報道と併せて読むと原因がはっきりしてきます。

「植林の苗木を作るとき、枝を剪定バサミで切り土に挿すと横に根が出ます。実生根は下に入っていく。土砂災害の 80～90%は植林による人災です。挿し木は 40～50 年になると上が 25～30m も伸びるため、横に伸びた根は上部を支えきれず、風が吹くと簡単に倒れてしまいます。挿し木は地下水涵養の面からも非常にまずく、雨が降ると地面のすぐ下がたらいのようになり、鉄砲水を引き起こすのです。」([redacted]『くまもり通信』2008 年No3)。

私は専門家ではありませんがこの[redacted]氏の意見はおそらく正しいと考えるものです。(専門家による意見を是非ともお聞きしたいものです。)

これら 2 つの報道から私の意見をまとめると

1．戦後の植林政策の過ちを率直に認める。杉の木ばかりの人工林を混交林に作りかえる。苗木のクロ―をやめ実生にする。

2. 山は山の持ち主だけのものではなく、国民が等しくその恩恵を受ける共通の共有財産でもあり、山の管理を山主にだけ任せるのは経済性がからんで難しい現在、広く市民にボランテイア活動を呼び掛ける。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	担当部局：[redacted] 電　　話　[redacted] メールアドレス　[redacted]
④職業	
⑤年齢	
⑥性別	
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 天塩川の河川整備計画を策定された際、天塩川流域委員会では20回に及ぶ議論が重ねられてきた経過があります。 この計画においては、「洪水から生命と財産を守り流域住民が安心して暮らすためには、天塩川の治水対策に早急かつ積極的に取り組む必要があります。」とされています。 2）新たな評価軸の具体的提案について このため、すでに用地が確保されているサンルダムは、治水効果の発現が期待でき、社会的影響及び事業費も少ないため経済的であり、治水対策として優れていると思っております。 天塩川河川整備計画の根幹となるサンルダムについて、ダムが歩んできたこれまでの経過を踏まえ、天塩川流域で生活される多くの住民の声を反映したものであると考えております。 以上の状況を踏まえ、新たな評価軸には治水対策に関する地域住民の声を広くくみとれる仕組みにして頂きたいと考えます。

1）[redacted]
2）[redacted]
3）[redacted]
7)意見。

1）治水対策案の具体的提案
山形県「最上小国川ダムの問題」の現場から考察した提案するものである。

私たちは、特に　最上小国川のダム問題について、最上小国川の流域地域また、山形県民の真に生命と財産を守る「真の治水」をかなえるための提案をし続けてきた。真の治水とは、真に流域の生命と財産を守り、中長期的にも持続可能な流域社会を実現することであると考える。

- 山形県の最上小国川は、最上川支流で全国的に有数の清流環境を維持し続けている河川であり、天然鮎が遡上し、友鮎釣りの全国的なトーナメントが年に８回もおこなわれる環境にある。河川流域の瀬見温泉、赤倉温泉に宿泊する客の多くが鮎釣りや渓流釣りでこの川を訪れる人であり、これまでこの川の清流環境が引き寄せてきた年間３万人もの釣り人が、最上町、舟形町、まの流域経済、また山形県の経済にもたらしてきた影響は大きいと考え得る。現在１３００人の組合員を有する小国川漁協は真っ向から反対を貫いている。といった状況である。

- 現在流域の治水対策として計画されている穴あきダム「最上小国川ダム」は、ほぼ、赤倉温泉地域の治水対策と限定された治水対策である。

しかし、赤倉温泉地域の小国川の治水対策については、以下２点の「河川管理」上の問題があり、それを解決することが治水上、先決であり重要と考える。

1）固定堰と土砂の堆積について。
- 1）赤倉温泉流域の河道は、相当量の土砂の堆積が生じている。また、その土砂の堆積の原因となり、赤倉地域内で最上小国川の流下能力を低下させて

いる「固定堰」について、県は「誰がいつ、何の目的のために作ったのか」を未だ明らかにしていない。2008年、温泉旅館の湯脈と、河川水位との関連を調査した際、研究者より、河川水位と温泉旅館の温泉の湧出に関連性があることが言及されている。私たちは、左岸の川岸にある二軒の温泉旅館の岩風呂の水位、温泉湧出量を保つために、県が設置した固定堰ではないかと推測される。固定堰を除去し、河道内に堆積している土砂を除去することで相当量の流量を増やすことができると考え得る。

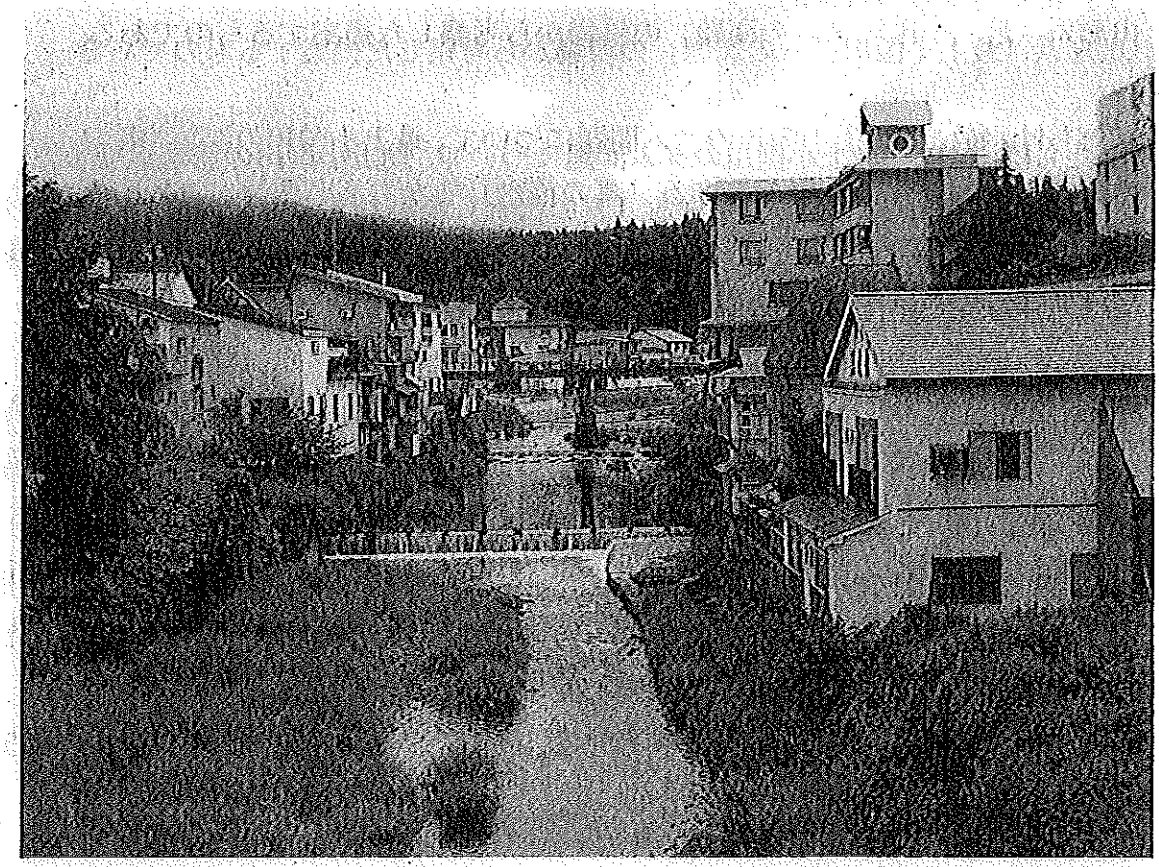

赤倉温泉地域、下流から上流をみたもの。手前にある「固定堰」が多くの土砂堆積の原因となっている。

- 県は、「温泉旅館の温泉流出への影響」を殊更に強調して、土砂の除去を怠ってきた経過がある。県が2008年１２月に行った河川水と温泉との影響について、温泉調査の専門家として３名の研究者が調査にあたったが、その中の１名の研究者である山形大学川辺教授は、県が発表した「温泉に影響するから掘削できない」としたことについて、当時の温泉調査の結果から、県の「影

響があるから掘削できない」に結びつけることは論理に飛躍があり、科学的な判断とは言い難い。温泉と河川水位との関係のメカニズムを解明することにより、温泉に影響を与えないで現在流域に堆積している土砂の除去を行うことは十分可能である。との見解を示している。　これについて山形県は無視したままで議論を避けている状況である。また、固定堰を除去した後、可動堰により通常は水位を保ち、洪水時には流下能力を高めることも他の研究者などにより提案されている。

2）本来の河道を確保する河道の拡幅と旅館街の再整備の検討を。

赤倉温泉流域に隣接する旅館群が、河道内に迫り出して建設されている可能性が河川工学者から指摘されている。実際に温泉街の特に2軒の旅館のせり出しにより、河川河道を狭めている。特に「岩風呂」で有名な旅館の中には、その旅館内に存在する岩風呂の縁が本来の河川の縁、土手ではないかと推定される箇所がある。流域では、低く老朽化した堤防の上に旅館が建ち並び、旅館のエアコンの外部ユニットが堤防の上に並んでいるような状況である。私たちには、これらを許可し続けてきた河川管理者の責任こそ問題があるように思える。

最上小国川ダム計画は、この状態を「歴史的な景観」と称してそのまま温存し、上流の穴あきダムでの洪水調整で治水をかなえようという計画であるが、わざわざ人為的に作り出された危険箇所をそのまま放置しながら、巨額の税金投入をおこなうダム建設は許されない。それ以前に、これまでの杜撰な河川管理について反省をしつつ、河道拡幅による本来の河道の確保、旅館街の嵩上げ。また、パラペットなどによる水害対策など、本来の河川管理を行うことが先決であると考える。

また、流域の旅館としても、特に大型の旅館は団体旅行から個人旅行へ移行している観光ニーズに応えたダウンサイジングが求められ、省エネ化、耐震化など、現代のニーズや今後に応えた改修、改築が求められているように思える。

今後５０年先、１００年先にも人が訪れ続ける観光地、旅館街で有り続ける事が可能であるように、旅館数件の一部改修、改築を伴う河道拡幅や、旅館の嵩上げなど、温泉街の流域再生計画を施し、真に持続可能な地域に貢献する「治水対策」が徹底的に検討、検証されるべきと考える。

これまでの「最上川流域委員会　小国川小委員会」また、最上川流域委員会の治水についての検討は、第一の大きな問題として、治水プランの策定にとって中心的に専門家として意見を述べる「河川工学者」２名が、ダムによる治水論について述べる「河川工学者」に偏っており「ダムに依らない治水策」を主張する「河川工学者」が皆無のまま進んでいた。そのために、ダムに依らない治水についての議論が、全く検討不足であった。

このことについて、2006年以降、私たちの招聘で５度現地を訪れた河川工学者、今本博健　元京大防災研究所所長　元淀川流域委員会委員長は、「河川管理者が示した調査検討資料のうち、環境に関する内容が乏しい。代替案についても流域対応についての検討不足が目立つ。これらを指摘しなかった学識経験者の責任は重大である。」と指摘している。

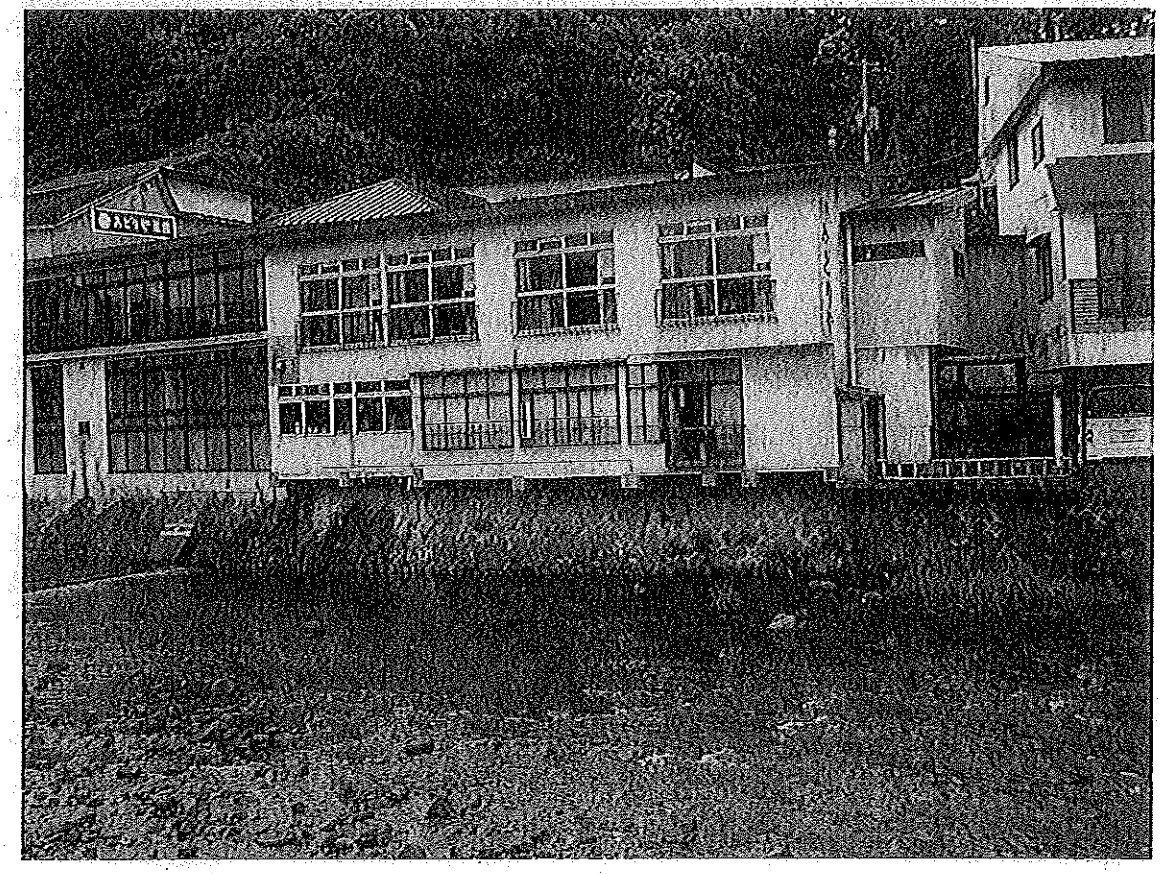

２．新たな評価軸の具体的提案について

冒頭に述べたように山形県の最上小国川は、天然鮎が遡上し、ハナカジカ、

トウホクサンショウオが生息し、生物多様性のホットスポットといえる貴重な清流環境を維持し続けている河川である。この清流環境を求めた鮎釣りや渓流釣りなど、がこれまで流域に一定の経済効果をもたらしてきたと考える。

● 中長期的に清流環境ダム建設による環境の変化が、流域の経済にどのような損失を及ぼす可能性があるか、ダムに依る案とダムに依らない治水とで、１０年後、３０年後、５０年後の流域経済のシナリオを作成して比較し、住民に提示する必要があるのではないか。

米国やヨーロッパでダム撤去やダムに依らない治水方策を全面的に展開している背景の一つには、「流域の持続可能な地域経済」を中長期的に考察した結果として、川のもたらす生物多様性、清流環境としてのサービスとしての、漁獲高、レジャー、観光などの経済的な価値が重要視されるようになったからではないかと考える。

● 最上小国川のもつ貴重な生物多様性と清流環境についてそれが破壊されることの流域経済への影響について、たとえば山形県は「穴あきダムは環境にやさしく著しい影響を与えることはない」から、ダムによる清流環境の破壊による影響については考慮していない　と応えた経緯がある。

しかしながら、「環境にやさしい穴あきダム」の論拠については、漁業権があり、清流環境を維持し、天然鮎が遡上する川に穴あきダムを建設し、ダムをつくる前とつくった後の生態系への影響を調査し、科学的に「影響がない」と実証したデータは未だ現存せず、この「環境にやさしい」という見解には欺瞞性すら感じられる。

今や、かけがえのない、「ノーロス」の地域資源である、清流河川の生物多様性の価値を評価し、流域経済としてとらえ判断基準にする仕組みの構築が必要と考える。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	
⑤年齢	
⑥性別	
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	**1）幅広い治水対策案の具体的提案について** **(1)検討の前提について** 前原大臣は八ツ場ダムに関しては「中止する」と明言しながら、再検証対象ダムにあげ、再検証にあたっては「予断を持たずにやるが八ツ場ダムは中止する」という矛盾した発言をしている。これから検証を行うとしている国土交通大臣自らがこのような発言をすること自体、有識者会議の結果も正当に扱われないことを意味しており、公正な検証にならないということである。 治水対策論を公平に行うためには、少なくとも「個別のダムの中止ありき」の考えはやめて、ダムも治水上の手段の一つとして選択肢に入れてスタートしなければ再検証の意味はないと考える。 **(2)ダムやその他の施設の功罪の評価について** ダムについては「土砂の堆積」「水質の悪化」などの弊害がクローズアップされているが、効果や弊害の議論がきちんとなされないまま、前原大臣の素人的な発言で悪者扱いされてしまっている。今回、専門家によって治水の議論がされるこの機会に、あらためてダムの効果や弊害についてきちんと整理するべきである。 また代替施設についても同様であり、例えば遊水地は山間部に造られるダムに比べて水質悪化の可能性ははるかに高いはずであるし、大河川の河道の掘削が生態系や環境に与える影響は計り知れないものがある。このような施設の功罪についても公平な目で判断をしていくべきである。 **2）新たな評価軸の具体的提案について** **(1)実現性の評価軸** 今回の再検証は本体着工済みのダムは除外された。それは、時間的に早期の完成と効果の発現が見込まれるということであろう。 ダムというのはただでさえ発案から完成まで長期間を要するが、それは本体工事よりも用地や補償交渉、関連工事（道路の付替え等）に費やされる。したがって本体着手前のダムでもこのような段階の進捗が進んでいるダムであれば、代替施設の事業に着手するよりもはるかに早期に効果が発現でき、経済的になるのではないか。 このような観点から実現性の評価軸には、事業の進捗度を指標として取り入れるべきである。 （以上）

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	
⑤年齢	
⑥性別	
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	これまでは、河川を中心に氾濫させない、被害を出さない治水対策を中心に実施してきたが、実際に国民が受ける被害に対して十分進捗してきたとは言えず、特にハード対策を促進してきた結果、国民の自助、公助の意識が低下してきたことは否めない。 今後は、氾濫した場合の被害の状況を想定した氾濫原での対策がよりいっそう重要となるとともに、国民自らも適切に氾濫によるリスクを把握することのできる仕組みづくりが必要である。 このことを踏まえ今後の治水のあり方について以下に述べる。 １）幅広い治水対策案の具体的提案について **①行政間の横断的な連携のための法整備** これまで、被災時の避難体制や氾濫原での住まい方や流域の流出抑制などの土地利用の制限が考慮された治水対策の必要性について把握しつつも、河川管理者の責務ではない部分（流域を所管する自治体の責務となる部分）については河川計画に記載されていないか、もしくは記載されていたとしても担保性のないものになっている。その要因として避難体制の確立や流域や氾濫原での土地利用等の規制が難しいというだけではなく、これまで河川行政とそれ以外という構図、いわゆる縦割行政の弊害が顕著である。 今後は、避難体制や土地利用のあり方も考慮した河川管理者と流域自治体の責務を明確にした新たな河川計画を策定するため、避難体制や土地利用の制限により国民の生活や経済活動に一定の影響を与えることもやむを得ない強制力をもつ新法を制定し、確実に浸水被害軽減につなげるとともに、河川管理者や自治体の関連する部局が浸水被害軽減に向けて一定の方向性を持たざるを得ない法的拘束力が必要である。 **②移転補償制度の確立** 生命の危険等が生じる恐れのあり、緊急性の高い氾濫区域に対して、洪水防御に係る費用を上限に移転を促進させる補償制度を確立すべき。具体的には、事業で実施している用地買収に伴う物件補償と同様に、氾濫区域にある物件の移転ができるようにするとともに、河川改修内容は最小限にとどめることができるようにする。 **③水害保険制度の確立**

現在、水災を補償する住宅総合保険があるが、補償額に制限があるため、大規模水害に対しては十分な復旧費用をまかなえない可能性が高い。被災後に元の生活レベルまで復旧するために必要な一時的な復旧費用程度がまかなえるなど、最低限の生活レベルを補償する措置を行うべき。

現在の保険制度では、水害においては被災の可能性のある対象者が限定され、民間保険として成立するほどの加入者に達しないため、火災やその他のリスクと総合化した保険であるとともに、補償限度額が設けられている要因となっている。水害においても地震と同様に、被災した場合には国や地方自治体からの補助金を入れる再保険制度を導入し、大規模な水害にも対応できる仕組みを構築することで、被災時の補償レベルを高めることができる。また、加入者を増やすことができれば、国や地方自治体が投入する補助金も抑えられると考える。

2）新たな評価軸の具体的提案について

①実現可能性について

従来の河川計画は整備目標を達成するために最適な方法を選定し、それに向けて無駄のない進捗を図ってきた。しかし、治水効果の早期発現という時間軸を捉えるという観点から、治水効果が早期に発現できる場合はある程度の二重投資であっても評価されるべきである。つまり将来的に不要となる施設としても、ある一定の治水効果が早期に発現される施設については整備の対象となるような時間軸を考えた評価が必要である。具体的には、将来計画にあわせて用地買収を行い、暫定計画においては河床高を調整する方法では、人家が連続する区間は用地買収が難航するなどの要因から効果発現ができていないことがあげられる。また、堤防補強についても十分な堤防の性能チェックに多大な時間と労力を要し、優先順位等が決定出来ていないため、堤防の質的評価が十分出ない場合でも背後地の被害ポテンシャルの度合いにより優先順位を決定し、早期に実施していける評価手法も必要である。

②貨幣価値に換算されにくい治水事業の効果について

従来の治水事業のB/C算定については、建設コストと比較するために、氾濫区域にある貨幣価値化できる資産額を中心に便益と捉えてきた。しかし、多様な生活様式がある中、パラダイムシフトが必要となってきている。特に浸水被害の悲惨さを評価する方法がなく、人命被害、精神的被害、被災後に継続する大変さや復旧する労力など評価されないものは多い。また、ライフラインや地下街への被害は、社会経済活動の停滞など社会的影響が大きいものについても十分に評価ためには多大な労力を要することから評価できていない。

今後さらなる便益評価手法の高度化を図る必要はあるが、その確立を待つのではなく、手法が確立されるまでの間、暫定的に評価できる大雑把な評価手法を導入する必要がある。

（連絡先）
[redacted]
（電話）

適切な治水議論のための評価軸を提案します

[redacted]

治水議論が非常にわかりにくい。国民に対して解り易い議論をしていただかねば、治水事業が永続的に行われていかなくなること及び各々の治水事業効果を誤って判断することになることを懸念します。
治水論議がわかりにくいことの理由には、治水論議で使われる言葉になじみがないことがありますが、その他に解りにくい一つの理由は事業とその治水効果について以下のような点に基本的な問題があると考えます。

（1）治水事業の治水効果について、最終受益者である個々の国民及び個々の地域の視点が希薄であり、治水事業が個々の国民にリンクして考えられていないこと。
（2）治水効果を堤防の基準点で表す場合があるが、本来評価すべき地域との位置的関連性が不明であること。
（3）治水の評価の視点が統一されていないこと。治水の目的・目標と治水手段が混乱して論じられ、その効果についても、事業効果判定と地域の治水の安全性向上が混同して論じられること。

（4）事業効果を表す単位について、ある事業はｍ３／ｓ、ある事業はｃｍ、ある時は堤防の整備率、ある時は想定死者数などなど統一性が無いこと。
（5）治水事業の事業効果と地域の治水の安全性がリンクしていないこと

（6）治水事業に関しては、いわゆる治水効果と、当該事業に関連する他の事業影響（多くはマイナスの効果）が混在すること。

そこで以下のように、国民及び地域の視点に立って、現時点での治水の安全性及び各々の治水事業効果について、統一した評価基準で表すことを提案します。
その要点は（1）それぞれの地域に評価点を設定すること。（2）それぞれの地域の治水安全性の評価をすること（3）治水の安全性の評価の項目を降雨量に統一すること。（4）堤防やダムなどの施設の整備状況でなく地域の治水安全性を直接に表現すること。（5）治水事業についても当該地域に対する治水事業効果を降雨量で表すこと。（6）当該地域に対応する中小河川及び大河川について別々に評価すること。（7）河川施設の維持管理に関する効果を表現できるものであること

こうすることによって、（1）各々の国民が自分の住む場所の治水の安全性及びその向上を統一した数字で認識評価できる。（2）国民自身が河川事業、ダム事業などの各治水事業の効果を認識することができる。（3）各治水事業間の効果とコストが比較し易くなる。（4）時々の気象警報と地域の治水安全性との関係が理解し易い、と考えます。地域の治水の安全性を表す降雨量表示されたものを『地域治水対応降雨量』と名づけたいと思います。

具体的に以下に『地域治水対応降雨量』の規定の仕方の概要を提案します。

1、 地域の視点からの**地域の治水安全性の評価及び治水事業の効果を評価する**

（小視点1）当該地域に関係する大河川、中小河川に関する外水対策。

ⅰ、治水事業について洪水流出抑制効果（森林事業、遊水地事業などについて下流河川流下能力以上時の降雨時の効果）

——————**当該地域に影響する河川区域に対する効果を時間降雨量で表す**

ⅱ、洪水調節効果——————ダム事業などについて当該地域に影響する河川下流地点での洪水カット量を降雨量に換算表示

ⅲ、河川安全流下能力

——————**流量を時間降雨量に戻す（中小河川対応）**

ハイドログラフから日又は2日降雨量に戻す（大河川対応）

（小視点2）当該地域の内水対策

ⅰ、中小河川流下能力とポンプ施設など内水排除施設能力

——————流量を時間降雨量に戻す

2、治水施設の治水能力の維持管理面からの劣化

①、河床堆積、河川内樹木繁茂など流下断面減少効果

——————流下能力減少を降雨量表示

②、ダムの堆砂による治水容量減少分を当該地域に関する下流河川地点での治水効果減少分——降雨量換算

③森林荒廃による雨水貯留能力の劣化による当該地域に関する下流河川地点への流出増分——降雨量換算

検討に当っては、当該地域エリアの取り方、当該地域と河川施設とのリンク関係、堤防の強度と流下能力評価の方法、評価方法の精査の仕方、など様々な課題がありますが、治水の安全性と治水事業が国民に理解しやすくなるという大きなメリットがあると考えます。よろしくご議論いただければ幸甚です。

以上

今後の治水対策のあり方　～ゼロメートル地帯からの提言～（要旨）

今日までの治水対策は、上・中・下流域それぞれが果たすべき対策を積み重ね、流域全体で着実に治水安全度を高めてきたものである。

「ダムにたよらない治水」の考え方は、国土保全・形成、安全保障の一大転換であり、大変影響が大きい重要な決断となる。しかるに、治水対策は、単に現時点における社会・経済情勢、コストのみに左右されて判断されるべきものではない。放水路開削の歴史を顧みるまでもなく、今に生きる我々には、後世に安全な国土・安全な都市を引き継ぐ責務があることを十分認識したうえで、重大な決断と責任を果たすべきである。

1．提言

【提言Ⅰ】「危機管理の一元化：日本版ＦＥＭＡの創設」

治水対策とは危機管理であり、国が国の責任において国民の命を守る安全保障である。しかし、洪水に対する対応は、流域全体での対応がなされていない。日本版ＦＥＭＡを創設すべきである。

【提言Ⅱ】「評価は、リスクを保有領域まで低減する対策事業費をコストとし、死者数と被害額を便益とする。Ｂ／Ｃ＝（人的被害＋物損被害額）／リスク低減対策費用」

新たな評価軸として、最も脆弱な立場にある国民、最も脆弱な位置にある資産を把握するなどの脆弱性評価を行う。

【提言Ⅲ】「治水対策レベルは既往最大洪水とする」

治水対策の対象洪水（想定外力レベル）は、過去の災禍を繰り返さないという国民の理解・合意のもとに、既往最大洪水とする。

さらに、対象洪水流量は、もはや、統計手法や総合確率法では予見できない変化が起こっていることから、地球温暖化に伴う気候変動の顕在化などを取り入れたシミュレーション法で算出すべきである。

【提言Ⅳ】「地球温暖化が誘因する超過外力に対する適応策の実施」

大洪水は、国家に壊滅的な打撃を与えることとなる。首都東京や名古屋、大阪のゼロメートル地帯の都市機能喪失を回避するため、地球温暖化が誘因となり想定される超過外力に対応可能な適応策を遅滞なく講じるべきである。

2/19

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中　　2010年2月11日

今後の治水対策のあり方に関する意見

1）幅広い治水対策案の具体的提案について

～「河床掘削無視」から「河床掘削重視」の治水を～

昭和39年に河川の砂利採取が禁止されて以後、半世紀近くなります。河床の上昇は、あまりにも異常なものがあります。しかし、国交省はこれを認めようとしていません。愛媛県肱川でもかつての淵は浅瀬となり、「川底を削ればダムはいらないのよ」という言葉はよく聞くのです。しかし、肱川水系河川整備計画の素案では掘削を認めながら、原案で初めて、掘削はやらないとし、鹿野川ダム改造事業の中にトンネル洪水吐きが盛り込まれたことです。これは、熊本県川辺川ダム建設計画でも見られることです。当初、河床掘削が計画にありながら知らない間に消えてしまっていたというのです。肱川でも同じ戦後最大洪水3200 m³/sの昭和45年（1970年）洪水と2004年洪水では水位が1.35m上昇していました。掘削による水位低減効果はダム数個に匹敵します。河床掘削を排除、世界最大鹿野川ダムトンネル洪水吐きが市民に説明もなく進められ、最も効果的治水対策として計画的な砂利採取の河道整備計画が見直されるべきです。

2）新たな評価軸の具体的提案について

～国際的に通用する「環境影響評価」の大改訂を～

山鳥坂ダム環境影響評価準備書について住民意見書を提出した時に驚いたことは、日本の環境影響評価は、到底国際的には環境影響評価に値しないということでした。地形・地質は省令で化石や地層のことだとして、地質問題は排除されていることです。

川辺川ダムではダム本体の右岸の山は地滑りで一部落全体が移転、集水井戸7基が掘られているという。また、山鳥坂ダムも同じような問題があり、完成しても巨大な砂防ダムになりかねないことが指摘されています。日本の環境影響評価ではこうした問題が、最初から省令によって合法的に排除されていることです。できるだけ問題を矮小化、奈良県大滝ダムのように後になり重大問題を引き起こしかねないことです。

さらに、アメリカなどの環境影響評価においては、代替案が検討されることです。ダム決壊のシミュレーションと対応措置も検討されるというのです。ダム建設などの事業評価について広範囲の問題をカバーし、国際的にも通用する環境影響評価として大改訂することが望まれます。戦略的環境影響評価ということがいわれていますが、現行の環境影響評価を断罪することなくしてまったくお粗末という他はありません。

[redacted]

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 宛

（別添：意見提出様式）

371

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	
③電話番号又は E-mail アドレス	
④職業	
⑤年齢	
⑥性別	
⑦御意見	

（御意見記載文の書き方については、以下の記載例等を参考にしてください。）

1）幅広い治水対策の具体的推進について

流域の視点

・上流 岸川の現ダム(建設中)一機構の先は山ニーズをとり入れず、一方的な吹いようなり"住民本位"へ
・ムダを吸いあげるのである。

中、下流 市街地の緑は治水のみでなく、ヒートアイランド保全、景観に役立つ、多目的としている遊休地もある。

・墓地 畑(休耕田では)原野でも雨水に役立つ。
・車が冰る寒地 交通 ①移流 ②自転車に時の中に自転車をし、返し場を決め使用に
③緑豊(年数で3万台が廃棄されている場所もある)治水に及ぼす。 ④各世帯に70tの雨水槽を設置する。

2）新たな評価軸の具体的推進について

① 孫の小学校の教科書に治水につながる内容が無い。次の時代に備えよう。
(1)「自然の川」とはどんなものか
(2) 雨について、人間との関わり

② 土木公共事業は「土木親」だけでなく、「花と緑」「都市計画」などに意見を出し合って総合的に。
岸川とは下流住民は大雪から、「危い」と言いつたえられて来たので、岸川敷のような所にまで家が建ち地下室まで作っている。昔の墓地、家は川は盛り土してある。住民は家庭でも中心に子供を育てよう。

③ 道路のつくりすぎ 一台も車の通らない道が中山間地に多い。

（別紙一　意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	
③電話番号又はメールアドレス	
④職業	
⑤年齢	78才
⑥性別	男性
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 下流」地の水害の原因について、 ①上流の水源と環境の荒廃です。 私は昭和28年と36年に水害の体験しています。他角的調査では上流地域の木炭大増産による荒廃でした。その他杉林の拡大造林とか、人工的上流地開発によるはだか山化、道路のコンクリート化で急速的豪流の原因です。航空写真資料などによる科学的調査必要です。 ②都市型内水による家屋の浸水の防止（緑のダム）の都市化増大による保水力低下、急流下急上昇による。 ③他の学者は堤防強化、河川改修、ダム建設を主張しているが、これらの人工化は急流下して下流地で急上昇する。 ④柳の木やぶなどの自然林の植林は、すいは調整的にしてしまう。 2）新たな評価軸の具体的提案について ○ 五い頭の強力な勢いで学会弱点の中立性確立を多い、国から第三者機関」といわれても実行しないの法義務映画会等のお提出しない。 ○ 世界遺産登録にも学者でない、絶滅危惧種のコウノトリ、その他貴重種アカネコウモリ、ヤマセセミ、カワセセミ、ゲンゴロウ等あっても学会学者等の検は委員会などでは自分達に都合よい片面的資料だけのためか、独善な偏執をし、真実を知る他の人は後退し的傍観者になり、密室結論、さまざまな差し押さえと圧迫を。 ○ 学術的議論がない砂防中心主義のやりとりでは、学民レベルのなどならない。 ○ 学会学者は、なぜ学民系の意見を聞かず説明しないのか。 学会（学術）は学民系の意見を聞かず説明しないのか。 ○ 強力集団会合の場に説明して報告をしてもらいたい。

FROM

373

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	自営業
⑤年齢	60才
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 「現在進行中の秋田県南部「成瀬ダム」に思う ◦戦前，戦後の山林政策（自然林を切り，杉，松等針葉樹の植林）の大幅な見直しや変更が必要ではないでしょうか。特に成瀬ダムの場合は，上流域に数10km²の唐松を植え現在放置状態です。 山林の保水力等を考えるなら，計画間伐等を行ない，自然に落葉樹の再生を考える時が来ているのではないでしょうか!! ダムで水害や治水をしようと言う考は見直す時期に来ているのではないでしょうか!! ◦ゲリラ豪雨当に対しては下流域で水害緩和地当をもうけては!! 2）新たな評価軸の具体的提案について ◦放害軽減効果を考えると成瀬ダムの場合集水面積 68km² と県内大型ダムの中でも大変小さく，流量維持という点が少も問題が有るのでは!! ◦治水面でも，もっとも上流に作るダムです。下流域には多くの河川が合流しており，どれだけの治水効果が有るのでしょう。 ◦集中豪雨などでH19年9月の北秋田豪雨のようにダム放流タイミングによっては，河川合流域ではより大きな被害になるのでは!! ※今回の意見書は是非公開してほしい，全国の意見を知りたい。

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 宛

374

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号	[redacted]
④職業	無職
⑤年齢	56歳
⑥性別	女性

⑦意見

1）幅広い治水対策案の具体的提案について

①流域全体で総合的に考えた治水対策に政策展開をする必要がある

これからの治水対策は広範囲にわたる流域全体で捉え、総合的に行うことが重要です。河川上流部においては保水力を高めるために治水代替案として緑のダムといわれる森林整備事業が有効と考えます。また、中流・下流地域においては、流域全体で広域的に捉えて遊水地や堤防のかさ上げ、また堤防の質的強化を図るなど、それぞれの地域の地形に合わせ、総合的に治水対策を行うことが重要です。

②基本高水流量に対する検証と見直しの必要がある

先に述べたようにダムは膨大は費用がかかり、環境破壊も著しくまたダムを造ることによる地域社会の崩壊などあるので、まずは河道整備を最優先に考えるべきです。また、「基本高水」を基準に計画が立てられていますが、過去につくられた計算方法で基本高水流量が決められますが、過大に設定されていることが科学者から指摘されています。きちんと検証し、科学的な根拠に基づいて見直すべきです。

③市民参加による総合治水対策を構築する事が重要である。

洪水などの被害では、地域住民が直接大きな影響を受けることがあるため、地域住民を交えて地域全体で治水対策を実施することが重要です。広範囲にわたる流域市民の参加による河川整備のあり方や治水対策を話し合う場を設けるなど、治水対策のあり方を総合的に捉え法整備を行うべきです。

④市民への情報公開と透明性のある審議が必要である。

主権者市民への情報公開は最も重要なことと考え、透明性を持って治水対策案の審議を行うことも必要不可欠です。

2）新たな評価軸の具体的提案について

①新たな評価軸として、将来にわたってかかる維持管理費や修繕費、建造物の耐余年数が経って壊して、廃棄処分するまでの費用まで、全ての経費をコストに入れるべきです。また、その間の環境に与える影響も多大であることから生態系や環境負荷に対する評価軸も必要です。さらに、ダムによって景観が一変することもあり、景観に対する評価軸も持つべきです。

②地震などによるダムへの影響や災害など、活断層のことが指摘されているので、新たな評価軸については、地震や活断層の影響も入れることを提案します。

3）その他

①基本高水流量の設定については高すぎるということがいわれており、同感するところです。見直しをすべきと考えます。
また、利水については、今後の超高齢社会や人口減少社会への推移にともない、既に人口が減少し、水需要は大きく減少してきています。利水、工業用水、農業用水の将来予測を科学的根拠をきちんと示して予測していくことが必要です。
②ダムが造られる理由に水利権の有無が上げられますが、暫定水利権を見直し、恒久水利権を検討すべきです。
③将来世代にわたって水環境を継承していくために、森林の整備保全とともに地下水の保全も重要であり、すべきです。

今後の治水対策のあり方に対する意見

①氏名：[redacted]
②住所：[redacted]
③電話番号[redacted]

私はサンルダム建設地となっている下川町の住民の一人です。下川では現在、サンルダム建設の計画が進められていますが、私はこのダムには治水と利水という面でも無駄なダムです。

まず、サンルダムについてですが、現在の流域の治水状況では必要ありません。推進派は「住民の安心・安全のためにダムが必要」といっていますが、現在の下川の中心地から名寄までの堤防整備状況は一部未整備箇所を除けば完成断面であるからです。実際、名寄川では100年に一度といわれる大水は昭和48年(毎秒1115m/s)に経験していて、昭和50年、昭和56年も同様の大水が流れていますが、「堤防の越水や破堤はなかった」と、参議院からの質問趣意書で開発局が答えています。さらに、平成18年の洪水にいたっては昭和48年と同じ規模だったにも関わらず、大きな水害は発生しませんでした。そのため、データの上でも、経験上からもダムを用いないで洪水被害を大幅に防ぐことが出来ることは証明されています。ですから、今後は治水対策の一つとして、堤防が未整備の箇所を整備すればダムよりはるかに安いコストで十分な対策が出来るのです。

そして、サンル川は天塩川支流河川のひとつである名寄川の支流であり、天塩川本流ではありません。この川の集水域は天塩川流域面積ではわずか3パーセントです。ですから、仮にこの地にダムを建設しても名寄川流域はもちろん、名寄より下流の天塩川流域でも大きな効果は期待できません。実際、名寄川下流にある名寄市付近で洪水時に水位を下げる効果はわずか10センチから20センチと計算されています。それなのに、528億とされる総工費をかけ、周辺の豊かな森を破壊してまで建設しなければならないのか疑問です。

また、利水の視点で見てもダムは必要ではありません。名寄市の人口は現在、3万人いであり、水道水を天塩川支流の名寄川から1日1万トン取水していますが、現在でも名寄市の水道水は3000トン余っているのです。今後、過疎や少子高齢化などで人口減少が予想される現在、サンルダムで新たに生み出される1500トンの水利権は果たして必要なのか検証すべきです。

一方、有識者会議についてですが、これは非公開で行われるとされていますが、是非、公開で行うべきです。なぜなら、単に国民の税金を使って行われるからだけでなく、ダムに対して環境面や費用対効果などについても厳しく問われている現在、内容について非公開の姿勢であることは誰が言ったのかわからなくなり、国民の「知る権利」など、利益に反するのではないでしょうか。国民の生命に関わる治水の考え方を転換する議論は国民の前で堂々と行うべきで。そのためにも指標となる会議は是非公開するべきです。

さらに有識者会議で委員の皆様は出来れば直接、現場に足を運んで実際に視察し、住民からの意見を聞くことを積極的に行って欲しいと思います。現地に出向き、住民と話すことで机上では解らなかった問題点なども浮かび上がる可能性があると思うからです。

北海道はかつて、公共事業の再検討について「時のアセス」という名目でそれを実行し、中止した事業があります。国のレベルではこれまで殆ど行われなかった再検討が政権交代などでようやく行う環境が整ったと思います。開発局は未だ国の方針を理解していない面が感じられますが、私はこの有識者会議について、「緑のダム」など、人工の構造物に安易に頼らない方法で環境も考えた治水の指針が出て、開発局に対し、旧態依然とした考え方を改めさせるような会議になることを期待しますので、どうかよろしくお願いします。

376

2010・2・18

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名	[redacted]
②住所	
③電話番号	
④職業	無職
⑤年齢	72歳
⑥性別	男
⑦意見	

1) 幅広い治水対策案の具体的提案について

◇ 雨水は我国に恵まれた貴重な資源であり、これを最大限に活用することを前提に治水を考える。

◇ 豪雨による河川の急激な増水を緩和するために、自然の保水力を最大に保全するための森林を整備することが急務。

◇ 既存のダムの水底に堆積する土砂など浚渫することにより、貯水容積を回復。その作業効率向上とコストダウンのための技術開発の促進。

◇ 過去のデータや記録、現状の科学調査・分析にもとづいた河川が氾濫しやすい箇所について重点的に強化・改善の施策

◇ 治水に大きな効果が期待でき、かつ利水面でも有効と判断される場合には費用対効果、環境への影響、地域社会への影響などを十分考慮した上でダムの新設も一つの選択肢。

2) 豪雨による災害としては崖崩れによる被害がかなり大きい。これは森林の保水力が保全されているとすれば、建物や交通路線のある位置や、近接する崖の地質の問題など、治水とは別の角度からの対策が必要となる。

2) 新たな評価軸の具体的提案について

◇ 地形、地質、気象といった自然条件や社会、文化、歴史といった人為条件は当然のことながら地域によって異る。このため、全国画一的に対策をたてるのではなく、地域毎に、水系の流域毎にきっと違ったやり方で計画し実行されるべきであろう。各地域毎に官民専門家が協働する場を設置し、それを地域住民が評価しながら進める方法がよい。

◇ 全ゆる評価軸を総合して得られる価値観の総量を最大にし、それを最多の人々が共有出来る考え方にもとづいて治水対策が決定されることが望ましい。
そしてその基本的な考え方は100年経っても有効なものでありたい。

以上

KOKUYO
リサイクルペーパーを使用しています

(別添：意見提出様式)

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

377

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	無職
⑤年齢	72
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 戦後の水害をもとにするのではなく時代が変化したので過去50年位に限定して水害の状況をしらべて治水対策を立案すべき。 河川の両側に河畔林を植えたり不耕作地を政策的に集中させて水害になって緩和すべき。生物多様性を高めた方がよい。 2）新たな評価軸の具体的提案について ○ダムの下流の濁りの環境への影響を調査すべき。 ○川を大切にするということから農業用水の取水は流量の3分位まで ○ダムの費用便益比を考えて、代替する森林面積にあわせて地球温暖化を促す負のカウントを行うべきではないか。 （代筆 [redacted] 右肩マヒのため）

(別添：意見提出様式)

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]
④職業	無職
⑤年齢	65才
⑥性別	女
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 戦後の昭和22、23年ごろの水害や水位をもとにダム計画を立案しているようにが、戦後まもないころの河川の整備状況と高度成長時代以降のそれとは全くちがっているので、今後は、過去50年間（1960年以降）に限定して水害の状況を精査し、治水対策をすべきである。 河川の両側に河畔林を植えること、 不耕作地を政策的に増やすこと 水害への対応は犠牲者を出さないこと、特に お年寄りの避難などの計画を進めること 過去の被害の状況を精査し二度と起こさない ように、 2）新たな評価軸の具体的提案について ①ダムの下流の水の濁りの環境への影響を調査すること ②川を大切にするという視点で農業用水への取水は流量の$\frac{2}{3}$程度までとどめること ③ダムの費用便益比を考えるとき、代替する森林面積に応じて地球温暖化を促す負のカウントを行うこと

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]
④職業	会社員
⑤年齢	６４歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 治水の基本は「河川の水位を下げる」この一点である。河道の掘削・拡幅（引堤）、貯留・浸透施設の整備、遊水池、森林の保全等すべての目的は河川の水位の低下であり、ダムはこの目的に合った極めて有効な手段で、洪水時に下流の被害を大きくする流木を止めるなどの効果もあり、是非、今後も実施すべき施策である。 台風などによる洪水が発生し、仮に破堤しなくても堤防をオーバーし人家などが浸水した場合の悲惨さは言語に絶する。非常に非衛生な泥水が一度流れ込んでしまえば泥の排除や消毒など、泥臭さがなくなり元の生活に戻るまでには非常に多くの時間と労力・費用が必要となる。ましてや昔と違って地下利用が進んだ今日では誰もがその被害の甚大さを認めるところではないか。治水を議論する人たち全員が一度被災した住民の意見を聞くべきである。ましてや破堤した場合の被害の大きさは言うまでもない。最悪の場合は人命が奪われることも往々にして起こっている。最近、新潟で発生した刈谷田川の洪水では、河川近くのお寺が消滅するほどの事実がこのことを立証している。堤防の嵩上げは溢水・破堤した場合の被害を一層大きくするため、安易に採用すべき方法ではないし、溢水しても破堤しない堤防は最近実施されているスーパー堤防はかなりこの要素を持っているが、これ以外は幻想に近い。破堤しない堤防とは水が浸透せず、表面を水が流れても洗掘されない堤防であり、堤防の中にフィルダムのコアーのような不透水層を持ち、かつ、表面をコンクリートなど洗掘されない材料で被覆しなければならず、このような工法を全国の堤防に採用すれば莫大な費用と日時がかかることに目を瞑ったとしても、河川の環境がめちゃくちゃになってしまうことは誰の目にも明かであろう。 最近、総合治水といういかにも耳障りの良い言葉があちこちで言われており、あたかもダムを除いた治水対策かのように言われているが、これは言うまでもなく色々な対策を合わせて行うことであり、河道の掘削、遊水池、貯留・浸透施設の整備、森林の保全などとともにダムも含んで考えるべきである 八ツ場ダムが計画されている利根川を考えてみると、国土交通省が公開している利根川の基本方針を見ると、可能と思われる河道の掘削や遊水池はすでに盛り込まれているうえ、浸透能力を持つ舗装などもすでに各地で実施されている。 総合治水と言われている中での問題点は氾濫の許容である。人口が

現在と違ってかなり少なく、未利用地が多かった昔ならいざ知らず、日本で一番人口・資産が集中している利根川流域に氾濫させて良い土地が有るとは思われない。かつ、輪中堤や二線堤などで人命や資産を守ることが出来る土地が何処にあるのか？　無理に作ったとしても道路が寸断されるなど外部とのコミュニケイションが難しくなるほか、内水の排除などの問題もあって、市民生活に多大な影響を与えてしまう。そもそも利根川はその流域に首都の機能を持つ日本一重要な河川である。この利根川が氾濫しても良いというなら日本全国氾濫しては困る河川などあり得ないことを認識して考えるべきであろう。　ダムも湖が出来、新しい環境が生まれるなどの付加価値も有るがもちろん万全ではない。巷間言われている下流への土砂寸断、水質問題などがある。しかしながらダムを一概に悪者にせず、堆積した土砂を定期的に下流に流すことや（すでに一部で実施されていると聞いている）水質の保全など、更なる研究開発を行って、有効な治水対策として評価することが必要であると思われる。

2）新たな評価軸の具体的提案について

最近、ともすれば環境の保護に重点が置かれているような傾向がみうけられる。環境の保全ももちろん大事であるが、そちらにばかり目が向けられ、人間の命や資産を守ることがおろそかにされてはならない。まずは人間の命、資産を守ることを第一に考えるべきである。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	会社員
⑤年齢	５９歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について （1）治水の施設を考える場合、単に河川の整備を行うことにより、流域の洪水防御をめざすということではなく、河川及び流域の特性を踏まえて土地利用などのあり方なども含め流域管理的な考え方をさらに取り入れる必要がある。例えば、一つの河川で上流から下流まで必ずしも同一の安全度でなくても良いのであるから、上流部においては今後米づくりの将来と関連して、農業基盤整備と一体となって遊水地などとして整備することも考えられる。これにより下流部の河川改修に多大の投資をしなくても済むとも考えられる。一方、水系に多くの多目的ダムができ、それらの統合運用については複雑になるとともに相当厳密なものも求められている。そこで、今後、複数の多目的ダムをさらに有効に利用するため、例えば、治水専用、利水専用といったダム群の再編成を検討することも考えられる。 （2）治水対策に時間と膨大な費用を要するため、今後はソフト対策の重点化を図る。災害情報が災害時に末端の住民にまで迅速確実に伝わっているかと言えばそうでない。情報の発信は迅速に行われたのに、末端に届くのに手間取ったというケースも多い。従って市町村単位のシステムとは別に広域的なものも含めた情報システムを考える必要がある。また、情報の内容に関しては、実際に大雨が降っているときに、自分の近くの川はどうなるのかというタイムリーな情報が必要である。また雨量が何ミリになれば危ないとか、川の水位が、橋脚のどのあたりまでくれば危険であるのか情報が必要。そこで、河川管理施設の高速化、予測の技術（ゲリラ豪雨含む）等高速通信ネットワークの整備も必要・河川管理者等の持つ情報が直接住民まで迅速に届くようなシステムの確立が必要である。 （3）水防団も一種のボランティアーであり、高齢化・経験不足・都市化に伴う水防団の減少とサラリーマン化の現状から、今後河川管理者や自治体との役割分担含めて総合治水対策の確立化が望まれる。 （4）新たな治水対策を展開していくためには、所用の技術の研究開発が不可欠であり、そのためには、予算の確保が重要である。建設産業における研究費は他産業に比べて相対的に少ない。今後、土地利用に適合した地下河川等を官民学との共同研究が必要である。 （5）地球温暖化による異常気象災害の対策等を考慮し、流域水源税を創設し地域毎に治水事業の展開・河川管理に努める。

	2）新たな評価軸の具体的提案について ・超過洪水を考慮した堤防の安全度評価 ・土地利用を考慮した地域の安全度評価 ・不特定利水（渇水被害軽減効果）の安全度評価 ・本川上下流・支川安全度バランスによる優先度評価 ・分かりやすい治水安全度評価による地域バランス 例えば、流域人口、資産、降雨特性、災害実績、堤防評価

(別添：意見提出様式)

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

381

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	主婦
⑤年齢	６５
⑥性別	女
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 2）新たな評価軸の具体的提案について 嶋津氏は有識者会議で河川整備の目標流量を最近の30～40年間の観測最大流量に近い値を主張されています。これは目標とする河川の整備の安全度を1／30～1／40に下げることに通じると思います。河の近くに住む者は一生に2度位は水害を受けてもよいということになり、これでは国家の責務を果たしたことになるのでしょうか？ より安全であることは国民の望むところですが、現在の財政からみて1／250・1／150・1／100等の数字は見直す必要があるかもしれませんが、いきなり1／30～1／40では国民を守るという本来の責務から逸脱した無責任な議論としか思えません。 1／30～1／40にすれば、ダムも少なくてすむし、もはや整備すみとなる河川も多数出てくるでしょう。 結論ありきの数字で、なぜ30・40等の数が出てくるのか説明もされていません。

(別添：意見提出様式)

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

382

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	医師
⑥年齢	６８
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 2）新たな評価軸の具体的提案について 第２回目の有識者会議に於いて、嶋津氏が最近30～40年間の最大観測流量に近い値を目標流量とすべきと言っておられます。その例示として、私共の住む肱川をあげておられる。 ［肱川水系の場合］目標流量の再設定が必要 肱川水系河川整備計画では目標流量(大洲地点)として昭和２０年洪水の推定流量5,000㎥／秒が使われているが、これはあくまで推定値であり、しかも、60年以上前の数字である。最近30～40年間における観測最大流量3,200㎥／秒に近い値を目標流量にすべきである。 「あくまでも推定値である」ことに関しては、当時は実測されておらず、推定値となるのは当然のことです。又「60年以上も前の数字である」としかし、今でも洪水の高さを示す壁のしみの残った家もありますし、多くの写真も残っています。流された牛が家の屋根に登ろうとするので、屋根が壊れたら大変と、牛を物干し竿でつついて登らせない様にした等と話す老人もいます。この洪水を経験した老人は多数生きています。 この洪水は、枕崎台風によるもので、大洲市で総雨量470mm、日雨量350mm、死者152人です。又昭和18年にも推定4,800㎥／秒、肱川上流の宇和町で４日間で年間雨量の1／3の755mmの雨が降っています。死者131人。これは堤防の整備が出来ていなかったからとか、山の状態が悪かったから起こった洪水ではなく、雨そのものが多かったのです。この30～40年ではこのような雨は降っていません。このように歴然とした事実があるのになぜ、これを無視するのでしょうか。 大洲市民が実際に経験した大きさの洪水を防いでほしいと思うのは当然と思います。なぜ30～40年とするのか理解できません。 何の根拠もない年数と思います。何の根拠もない30年～40年という数字をとるのか。60年前の歴然とした事実を取るのか、答えは明らかだと思っています。

(別添：意見提出様式)

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名(フリガナ)	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]
④職業	会社員
⑤年齢	63
⑥性別	男
⑦御意見 (御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨(1,000字以内)を添付してください。)	1) 幅広い治水対策案の具体的提案について 「治水対策」は、国民の生命安全を第一にして、国土保全を勘案し、方針を決める。 自然が相手であることから、国家として毎年予算を組み、長期に亘って社会基盤をつくるべきと思う。 従い、「洪水」だけではなく、「渇水」「利水」についても議論し、更にはゲリラ降雨など「気象変動」をも加味して、大極的な方針が必要と思う。 当然、河川のみの対応だけではなく、ダムも必要となると思う。その際ダムは、「渇水」「環境」の量も組合せ、ダム建設地点で許容される最大の大きさのダムを建設し、いかなる自然現象にも ~~2) 新たな評価軸の具体的提案について~~ 対応出来る余裕のあるものを配置する。 「緑のダム」は渇水時には、何ら効果はないと思う。

384/2

国土交通省河川局河川計画課　今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中

意見書

①[redacted]

②[redacted]

③[redacted]

意見(1)幅広い治水対策の具体的提案について

・河道の掘削は一時的に環境への悪影響があるが、後に河岸植生が回復するような配慮をすることで環境を回復できるので、恒久的に下流の環境に悪影響を及ぼすダムよりは治水対策として望ましい。

・引堤、堤防の嵩上げ、堤防の質的強化は、環境への悪影響が最も小さく、ハードとしての治水対策としては最も重視すべきである。

・遊水地は用地が確保できれば治水対策として望ましい。その場合、出来るだけ洪水被害の大きな地域に近いほうが、確実に効果が見込まれる。

・ダムは概して河川の上流の支流に建設され、効果が雨の降り方によって代わるので、治水対策として望ましくない。また、ダム建設の根拠になっている基本高水流量が大きすぎて、治水事業が長期にわたってしまう原因となっている。新しい基準を作るなら、この部分を科学的に検証しないと、治水対策の問題は解決しない。また、上流にダムを建設する場合、渓流の環境を著しく損なうことは、どのダムでも共通の問題であり、ダムを作る以上回避できない。川に親しむ人々の権利を奪うものである。このことについて、別紙資料(岩手日報論壇掲載記事)を添付する。

(2)新たな評価軸の具体的提案について

河川、沿岸の漁業への影響については、ダムでは事前に協定が結ばれるが、ダムが自然環境に与える影響を、ダムの供用後に評価することは、様々な別の要因が入りこむと困難になる。特に、事前の評価も科学的に行われていない場合がほとんどなので、例えば岩手県の砂防ダムから汚泥が排出されて下流のサケ、サクラマスの産卵床が泥をかぶっても、被害がどの程度なのか推定することが困難な様に、ダムが出来たことによって水産業に与えた影響がどの程度なのかを評価することは難しい。こういう場合は、治水の方法を出来るだけ影響がない方法を事前に協議したうえで決めるような仕組みが必要ではないか。ダムありきで治水事業が進行すると、協議の余地が無い。水産業の存在、遊魚、自然観察、エコツアーなど、様々な利用がある川の資源としての有用性を認識することが大切ではないか。そう考えたとき、ダムの存在は環境への負の影響として余りに大きく、自然と調和した河川管理が困難になる。

(別紙)

2

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	[redacted]大学客員教授
⑤年齢	66歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）要旨 ―河川事業の便益計算法の見直し― 平成6年度の全国渇水時全国1600万人が被害をこうむり、農作物が被害のみで1400億円だったという。 埼玉県内で7月下旬から9月にかけて最大30％の取水制限が行われた。 河川からの30％制限に対し、地下水取水に切りかえて、一時しのぎをした結果、一般住民の生活には思った程影響は出ずにしのげたという。 一方、平成7年1月1日の地盤沈下量は最大で4.8cm沈下面積は実に約350Km2に及んだ。 地盤沈下による経済損益は、はかり知れない。河川事業のコストベンフィット計算に反映させるべきであろう。 便益は現状の土地利用を前提に算定することとされているが、治水の目的が氾濫区域の安全度の向上である以上、土地の利用増進分も何らかの形で便益に加えるべきである。（無堤部の土地に新たに堤防が築かれれば明らかに土地利用価値は上昇する。同じように、ダムにより治水対策が実施されるのであるからその分が評価されるべきである。 2）説明 河川の築堤やダムによる洪水調節での被害軽減効果額をどのように評価するのか。公共事業の投資効果をコスト・ベネフィット(効果/費用)、B/C分析により評価しようとするのが、昨今の事業評価ということらしい。治水事業の実施の有無について、B/Cが1を越えるか否かを行政意思決定判断材料の一つにしている。治水事業の効果・便益の算定は「治水経済調査マニュアル(案)」によるとされている。 治水事業の便益は「被害を軽減することによって生じる可処分所得の増加、土地の生産性向上に伴う便益、治水安全度向上に伴う精神的な安心感などがある。しかし、道路などの利便性を向上させる他の公共社会資本と異なり、社会経済活動を支える重要な施設であるにもかかわらず、経済的に計測することが困難として、水害によって生じる直接的または間接的な資産被害を軽減することによって生じる可処分所得の一部のみを算定するとしている。

	また将来の資産の増大は想定されるがそれも計算に入れない。営業停止被害等すべてにわたり、治水経済マニュアルに流れているのは、基本的に被害額は最低限の額を算出するとの考え方で作られている。治水事業全体を評価しているのではなく、基本的にマイナスをゼロに戻すことを便益として評価しているにすぎない。 この便益計算はそもそもコストベネフィット計算に使うためのものである。コストの方の算出法は、治水事業の内容が決まれば、それぞれの内容ごとに細分し、それに要する経費を見積もり積み上げてゆけば、おのずから実際に必要とする経費に見合う積算ができる。そうするとコストの方は実際に近く、ベネフィットの方は、そのほとんどのものは計測しにくいということからカウントせず、文句無く計算できそうなものだけ、それも最低限の考えで積み上げるということは、そもそも分子と分母は著しくバランスを欠くこととなる。 コストの積算に見合うバランスの取れたベネフィットの積み上げの考えでなければならない。計測可能なもののみを、それも最低限しか積み上げないという考えの便益計算法は、初めからコストベネフィットの計算には使えないということではないだろうか。そもそも治水の思想は、国民が安心して住める国土づくりであり、安心という目的は防衛とか治安の考えに近いものである。防災としての治水事業の投資額の評価は、防衛予算、治安予算の評価と同じ考えでしなければならないのではなかろうか。まして、利便施設に適するコストベネフィットの経済論理で評価すべきでないものではないだろうか。 ダムの主目的の１つは治水である。治水の効果の最大のものは、従来の氾濫原が安全度の高い土地に生まれ変わるというところにある。それが一切評価されないシステムの見直しが必要である。 ダムの主目的の１つは利水である。必要な水を取水出来るということが目的ではあるが、埼玉県などの多くのユーザーは地下水依存に因る地盤沈下を避ける目的でダムに参加している。地盤沈下は水道事業者だけでなく、広く県民全体の益につながる。費用負担者の意図する効果が全く評価されない現在のシステムの改善が必要である。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	[redacted]大学客員教授
⑤年齢	66歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	水利権表記の見直し ―水利権の併列表記法に!!― 水は余っている。ダムによる水資源開発はもう必要ないといわれる。 これは建前の水利権上の話であって、利水の安全度は極めて低く、頻繁に渇水調整を行い取水制限を行わなければならず、実態として水不足は深刻である。 これに対して、水利権量は見せ掛けで実力が伴っていないので、実力を評価し、それに見合うように水利権量を見直すべきだ。 木曽川水系の岩屋ダムを例にとると、開発計画による建前の水利権量は39・56m3/S であるが、10年に一度の実質の利水安全度で評価すると17・41m3/S(約44%)しかない。実力は半分以下ということである。近年の最大渇水である1994(平成6)年で評価すると7・91m3/S(約20%)しかない。これだけの実力しかないのだから水利権デノミ論が出るのは至極当然のことである。しかし一方利水者である上水・工水の立場からすると、既に、建前の水利権量に応じて取水施設から浄化施設、末端までの給水施設等各種水利施設を整備してきている。水利権量を見直した実質水利権量しか取水できないとすると、それらの各種水利施設が一部遊休化してしまうことになる。さらに建前の水利権とバランスしている末端の需要に応えられないこととなる。水利権量の見直しは絶対に許容できないのである。そこで建前は水余り、実質的には深刻な水不足という水資源政策として脆弱な状況がここ数十年続いている。このような実質的に深刻な水不足で頻繁に水が利用できなくなる地域が将来にわたって発展することは難しい。 そこで、河川管理者、利水者共に受け入れることのできる水利権の見直し案を提案したい。それは渇水調整や取水制限の実態に合わせた水利権量に評価するというものである。 具体的にどうするのか、というと建前の水利権量をCとすれば、Cを2種類に分割表示しようとするものである。建前の水利権量Cを10分の1の利水安全度として評価した水量をAとする。Aは全国の水利秩序にもあう安定水利権量ということである。建前の実力が伴っていない水利権量CとAとの差、(C－A＝B)のBも既に水利権として付与されている水量であるが、現実には利水安全度の低い、渇水時には取れない不安定な水利権量となっている。従来水利権量を一括してCとしてきたのを、近年の少雨化傾向によるダムの供給実力の低下を踏まえて、今後

[redacted]

は安定水利権量Aと不安定水利権量Bと分けて二段書きで水量を表記するということである。

岩屋ダムを例とすれば、従来、一括してC＝39・56m3/SとしていたものをA＝17・4m3/SとB＝22・15m3/Sと分けて表記しようとするものである。この方法は利水者にとってはCと表記してきたものをA+Bと表記を変えるだけで実態は同じである。水量と安全度という別次元の二つの尺度で評価するのではなく、同じ水量と水量による表記なので多くの人に実態は安定的に取水できる水が少ないということが理解されるであろう。

水利権の表記

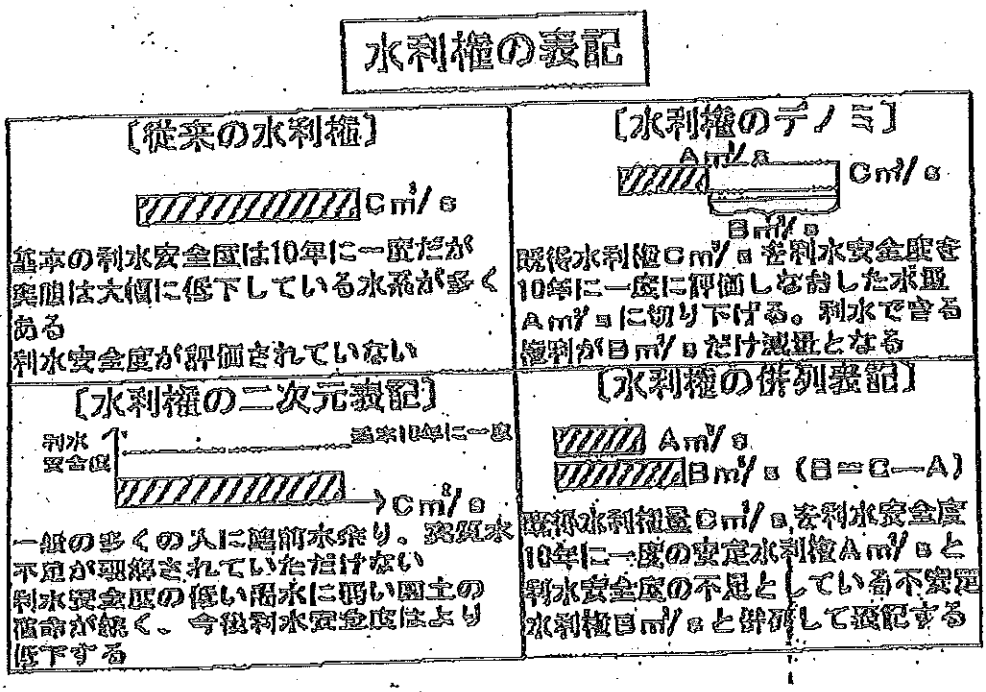

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	[redacted]大学客員教授
⑤年齢	66歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	帯状裸地をなくせ!! ―洪水期制限水位方式から常時満水方式へ― 制限水位方式の撤廃を!! ダムはそもそも渇水時に補給する目的で築造されるものである。常時満水位方式のダム湖の場合にも、渇水時には下流の渇水状況に応じ下流への補給量が徐々に増加されていくことになる。渇水補給にともなう水位低下の場合には、表土が流失されることも少なく、水位低下に追随できる植生・生態系が出現してくる。このようなことで、致命的な帯状裸地の形成は避けることが出来る。 制限水位方式というダム貯水池運用方式の思想は、多目的ダムの生みの親である物部長穂の多目的ダム論にさかのぼれる。 夏期の洪水調節用と利水容量の多目的ダムを建設すれば、冬期には洪水が無いので、洪水調節容量は利水に運用出来るため、目的の異なるものが参加して一つのダムを造るメリットは大変大きくなる。この多目的ダムメリットを最大限追求したのが、制限水位方式のダム湖である。多目的ダムのメリットを追求した制限水位方式が、帯状裸地を出現させ環境破壊につながった。 これは、物部長穂の大きな誤算であったと言うべきであろう。常時満水位方式の貯水池運用でも、制限水位方式ほどではないが、多目的ダムとしてのメリットは十二分に大きい。 水際線の帯状の裸地を見れば大変痛々しく、ダムは環境破壊であると感じさせる。しかし、水際線に裸地が形成されず、植生等がスムーズに遷移している場合には、時間の経緯と共に水辺に豊かな生態系が形成されていく。国土交通省では、新規にダムを計画する場合は常時満水位方式に改められてきている。しかし問題は制限水位方式で計画された既設管理中のダムと、現在建設中のダムである。それらのダムを制限水位方式から常時満水位方式に変えると言うことは、制限水位までに水位を下げる容量分だけ貯水池容量が不足することになる。 今後、建設されるダムにあっては、同一水系の既設ダムの制限水位方式解消のための容量を確保し、ダム群を再編成する事業が必要となってくる。 ダム群再編成の事例として画期的な計画がある。四国の肱川水系における山鳥坂ダムの建設と既設の鹿野川ダムの改良計画である。 山鳥坂ダムの建設にあたり、既設の鹿野川ダムと再編成し一体的に管

理することによりダムの効果を上げようとするものである。

既設の鹿野川ダムの発電容量を廃止して、その一部を活用して新たに河川環境容量を設け、鹿野川直下の流水の正常な機能の維持と増進を図るほか、従来の制限水位方式や予備放流方式等も解消されることより、貯水池周辺の帯状裸地も将来徐々に改善されていくことであろう。

鹿野川ダムが愛媛県から国土交通省に移管されることにより肱川水系の野村ダム、鹿野川ダム、山鳥坂ダムの3ダムを統合管理出来ることとなり、治水、利水、環境の各面における相互連携運用が出来るようになるメリットも計り知れない。

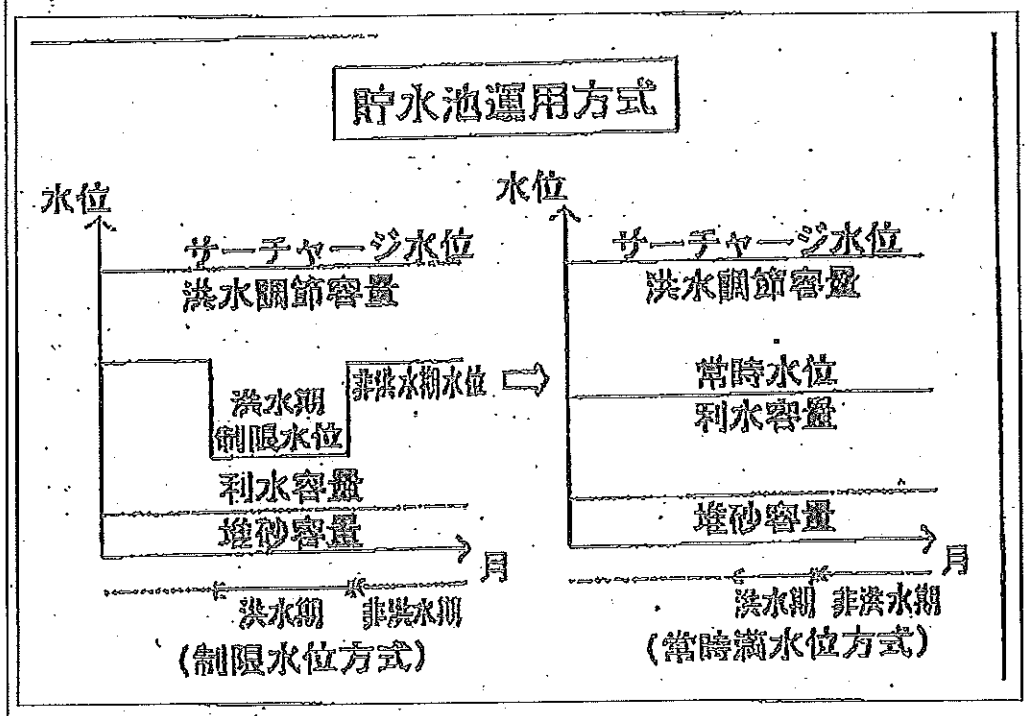

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	[redacted]大学客員教授
⑤年齢	66歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）要旨 ―堤防による治水のマイナス評価― マスコミ風潮からはダムによる治水のマイナス評価が聞かれるが、一方、堤防による治水のマイナス評価は、ほとんど論及されることはない。 堤防による治水の限界とマイナス点についても、正当に評価しておかなければならない。 2）意見 ・河川は生きものである。一時も一定ではない。 ・河川は通常時水の流れる水路に見えるが、大洪水時には上流の山地を削った大量の土砂の運搬路でもある。 ・海まで流送されるのはシルト等微細粒子であり、一方、大量の砂は河川勾配の変化点で堆積する。 ・その堆積土砂がつくったのが扇状地である。 ・古来より日本の河川は扇状地をあちこち洪水ごとに流路を変え、洪水被害を与えてきた。 ・その洪水をおさめたいと、河道を固定化した結果 ・どうなったかと言えば、天井川化の輪廻に入った。 ・毎洪水ごとに河床は上昇し、流水の安全度は低下し、それへの対応として堤防をより高くしてきた。堤防を高くすれば堆砂が進み治水の安全度が下る。天井川の悪循環の輪廻の宿命である。 ・上流のダムによる堆砂により、天井化の輪廻はおさまってきた。 ・ダムによらない治水となれば、天井川の輪廻に入る。 ・また堤防は生きものである。一時も一定ではない。 ・堤防は自然堤防をベースとして、その上に人が洪水ごとに盛土を重ねてつくってきた。自然と人間の共同制作物である。 ・その性状は一定ではなく、千変万化でどこがどうなっているか把握しきれない。 ・その簡単に把握できないものを大局的に対処する方策が堤防定規という治水の知恵である。 ・堤防は不均質な性状である。そこに地震をうけるとどこかにキレツや間隙が生じる。水みちの形成である。 ・同じ洪水位でも前回は大丈夫だったが、今回は破堤するということ

	が生じる。その間に堤防は地震等により水みちが形成されているのである。 ・堤防という柔構造物にいろいろな補強対策の剛措造物をほどこせば、ほどこす程、地震を受ける都度、柔と剛との地震時の挙動特性の違いから、キレツ、間隙が生じて、水みちを形成する。 堤防補強すればする程、水みちが形成されやすい性状となるということである。 ・日本の河川は世界でも例をみない天井川の宿命を背負っているということと、地震国であるということを忘れてはならない。

386

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又はメールアドレス	[redacted]
④職業	建築設計業（一級建築士）
⑤年齢	４５歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について ◎高水敷への暗渠敷設 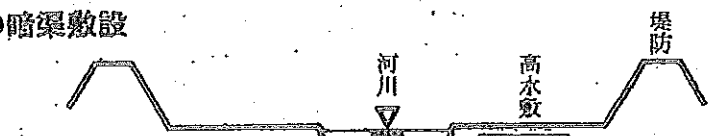 ◎二層河川化 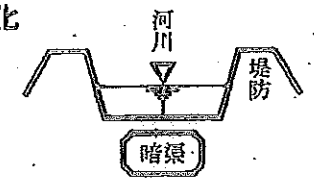 ◎激甚災害想定地域家屋の移転（＝避災処置） ◎堤防又は側道背後、又は側道地下へのバイパス敷設 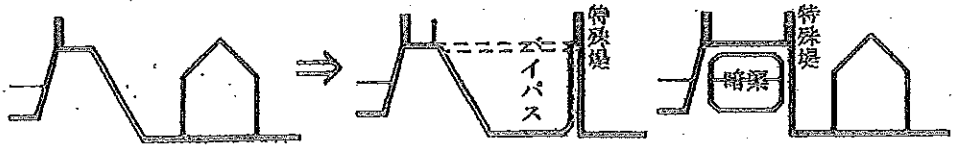 2）新たな評価軸の具体的提案について ・一義に、防災を必要とする地域外にその繁密さを強いてはいけない。道義的・倫理的側面を評価すべき。 ・ダムを造る事に因る ①景観 ②環境（地下、動植物を含む）③気候 ④地域コミュニティ ⑤地域文化 等の喪失や変化の割増し評価。 ・ダムを造る事に因る想定外の ①環境変化（地下、動植物を含む）②気候変化 ③ダム湖周辺地域の土砂災害 等のリスク評価。 ・多くの利水計画が過剰予測となっている。そこで、①人口減少傾向の適切な再評価 ②浄化技術向上に伴う水のリサイクル活用の可能性を評価。 以　上

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	ジャーナリスト
⑤年齢	
⑥性別	
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について ・国は「ダムに頼らない治水」、すなわち今後は新規ダムを作らない政策変更を行ったことを、都道府県知事の協力を得て、国民に周知徹底する。 ・国は、現状の治水施設を前提に、対策が必要な洪水想定をもとに、ハザードマップを作成し、都道府県知事の協力を得て、国民に周知徹底する。（ハザードマップには住民、保険会社、自治会等の意見も反映させる工夫をする。異議申立ても可能にし、可能な限り誰もが不公平感を抱かない工夫を行う） ・ハザードマップが示す災害リスクに応じた災害保険（災害リスクが高ければ保険金も高い、リスクが低ければ保険金も低い）を創設する。 ・基礎自治体は緊急対応のための水防活動計画を地域住民が作る支援を行う。 ・国等は地域住民が建築構造物等をかさ上げまたは移転するための助成制度を創設する。 ・国民（土地・建築構造物等所有者）は次の選択肢を持つ。 ①ハザードマップを参考に保険に入る。 ②建築構造物等のかさ上げを行う。 ③賃貸物件居住者は①⑤を選択するか、②を所有者と相談する ④リスクの低い土地への移転。 ⑤その他の自主的な方策により被害にあった場合は自己責任。 ・国は、堤防決壊による人命等を奪う壊滅的被害を回避するために、堤防強化を行う。もしくは農家への直接所得補償制度を検討する際、緊急時の農地の遊水地化について、河川管理者と必要な措置を検討し、住民の意見を反映して決定する。 2）新たな評価軸の具体的提案について ・地すべり対策で費用や工期が増大した（ている）事業をすべて把握し、不適切な地盤・地質等の傾向を明らかにし、リスク回避のため、同様の傾向を持つダム計画事業は（本体着工をしていても）中止しなければならない。 ・堆砂が計画よりも早く起きている既存のダム（二風谷ダムなど）をすべて把握し、それをもとに、計画中および工事中の堆砂計画容量の是正、ダムの寿命の想定を行い、B/Cの再検討を行い、中止の判断基準とする。 ・熊本県営荒瀬ダムの例を鑑み、撤去費用を、B/Cのコストに算入し、計画中および工事中のダム中止の判断基準とする。 ・神奈川県はダムと海岸侵食の因果関係を認めている。海岸侵食対策費をB/Cのコストとして算入し、ダム中止の判断基準とする。 ・ダムにより失われる自然環境・社会環境・文化・風景・景観を、数値ではなく、人々の言葉・情感・記憶・記録で表して評価する。

その他の意見（有識者会議について）

- 「これまでの「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の開催状況につきましては、http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/index.html を御参照ください。」とあるが、２ヶ月前に開催された第一回会議の議事録が２ヶ月後に出てくるペースで、その他の状況は資料を通してしか分かりません。
- 非公開な上に、議事録が２ヶ月経たなければ出てこないのであれば、参加意欲のある国民の関心をそぎ、議事録公開の意味（住民参加）はないに等しいといえます。
- 全国津々浦々、ダムに依存した河川行政を行ってきたところから「ダムに頼らない治水」に変更するのであれば、この会議を公開し、国民の意識変換、事業者の意識転換、ゼネコンなど業者の意識転換（業態変更への備えを含め）を促すためにも、公開してリアルタイムでその議論の内容を知らせていくべきではないでしょうか。
- 国民の意識変換にはたいそう時間がかかるものであり、国交省や一握りの有識者や、一握りの意識の高い国民の意識が変わればいいというものではありません。国の政策を変えるということはそれほど生易しいものではないはずです。
- 以上のことから、この会議は公開すべきです。
- 今回、このようなパブリックコメントをおこなったことは評価できます。会議のメンバー以外から寄せられた重要な提案については、この会議に呼び、公開で改めて提案を受け、質疑、議論を公開で行うべきではないでしょうか。

388

氏名	[redacted]
住所	[redacted]
電話	[redacted]
アドレス	[redacted]

平成２１年１０月　９日
サンルダム本体工事入札取りやめとなる。町内はもとより、天塩川流域住民に激震走る。
平成２１年１２月１７日
サンルダム本体工事凍結解除及び早期完成を求める町民集会を開催。
和寒町、剣淵町、士別市、朝日町、風連町、名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町、天塩町と全市町村の方々に集まっていただき、町民の総意を決議する。

〈意見〉
我が町は天塩川流域の住民と共にサンルダムの早期完成を信じてまいりました。その町民の思いが、人口の１４％の大集会となりました。この思いを真摯に受け取っていただきたいと思います。
３点程のお願い
１）国土７０％が山岳地帯、アジアモンスーン地帯に位置するため降水量には恵まれています。Ｃｏ２を出さないクリーンエネルギー「水力発電」こそ日本の国家戦略として貴重な財産であると言ったら言い過ぎでしょうか。

２）「環境破壊」の名の元に敬遠されているダムですが、一方で生息鳥類にとっては素晴らしい大地になると確信しています。一つだけ例を申し上げます。伊東市を流れる松川に造られた奥野ダム。５目１７科５０種、一年後、１３目２７科８７種に鳥類が増えたとの調査結果を知りました。全国にそんな人口の湖が８０以上ある事も知りました。我が町には１７０種類以上の生息鳥類が住んでいます。新たな生物の生息空間をダムは造っていると高く評価してもいいのではないでしょうか。

３）「時間軸」をもっと早めていただきたいと思います。
「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の提言とりまとめが平成２３年夏頃と有ります。これでは何十億、何百億もの無駄が生まれます。地方経済は崩壊していることを「体現」してほしいと思います。
疲弊しきった地方経済、早急な先見性、判断力、決断力、実行力を必要としています。そうでなければ地方は瓦解します。

最後に
利水、治水、生活用水として、災害を防止し、クリーンエネルギーを提供出来るダム、日本農業を国家戦略としてしっかり構築する為にもダムは、人類の英知の賜であった訳で否定するだけでは何も生まれません。知恵を出し合い、水域環境の影響等「負の課題の軽減に取組みつつ」将来のために引き続き「ダム」への投資を続けていくことこそ大切であると考えています。
地方に生きる「声なき声」をしっかりと受け止めてほしいと思います。

389

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名(フリガナ)	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又はメールアドレス	電話 [redacted]
④職業	無し
⑤年齢	74才
⑥性別	男
⑦御意見 (御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨(1,000字以内)を添付してください。)	1)幅広い治水対策案の具体的提案について 現在、各地の堤防では、その主な資材として堤防には向かない砂利や土が用いられているために、破堤や漏水現象が起っている。 この対策として、全国的な堤防の点検と強化が必要である。 2)新たな評価軸の具体的提案について ア 治水対策を進める上で経済性と公平性を確保するためには、新しい視点の下での、日本中の河川の総点検が必要である。 これに基づいて国内の治水政策の刷新を図ることとする。 イ 全国の河川整備基本方針の再検討が必要 現在定められている基本方針には基本高水流量が過大なものが多く、不必要な工事が行われる要因となっている。 近年制定された各地の河川整備基本方針は、建設省時代の考えを引き継いでいるため、この見直しが必要である。 ウ 国交省が諮問する「社会資本整備審議会」の現在のメンバーは、建設工事促進体制の下で選任された人たちである。 この審議会を新しい政策に合致するようなメンバー構成にする。 エ 河川砂防技術基準の改定 現在の基準のでは、計算結果が過大(安全サイドの計算)でも、その上限を考慮することなく決められているので、次のとおり見直す。 a 洪水防御計画策定手法を全面的に見直す。 b 基準は科学的装いをしているが、中身は非科学的な内容である。 推理統計学を過信して取り込んでいるため、非現実的な数値が作り出されて、過大な工事計画を生み出している。 現実的対応としては、既往洪水を重視することとすれば、ムダを排し、公平な治水対策が捻出出来ると考える。 c 現在の基準は経済性を軽視する内容であり、無駄な支出がある。 そこで、基本高水流量決定条件として、上限値を設ける。 指標としては、地域別の比流量による上限の設定が望ましい。 なお、現在示されている比流量(※)は実態に合わないのでこれは廃棄し、近年の洪水流量の実態をみて適切な数値を設定する。 ※ 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について 付表一(地域別比流量値)、付図1(地域別比流量図)

390

2－2

ダム以外の治水策募集について

堤防の強化や遊水地の整備などの対策はどのような場所で行うのが適しているか、

その一　河川の形状には大まかに分けて二つあると思われる、河川つまり河床高が周辺の地盤高とあまり高低差がない場合通称（天井川）という、このような河川はもし堤防が決壊すれば大災害を蒙る恐れがある、その為200年に一度の確立での水害対策等はこの河川には当てはまらない、増水する度に堤防の決壊に警戒をしなければならない、河川がもつ排水能力を見極め、必要があれば河川の拡幅、堤防の補強又は水衝部に構造物を施すなど対策が必要である、この河川の場合い遊水池整備は条件的に不可能である。一番大事なことは日頃の河川の管理が重要と思われる。

その二　河床高が周辺地盤より低い通常の河川については堤防の決壊よりも越水による水害が懸念される、その為河川の拡幅又は拡幅が困難な箇所には構造物を施し又は堤防の嵩上げ、河床掘削等で河川機能を図り、それでも水害が予想される場合いは遊水池を整備しなければならないが市街地の状況で上流のどの辺りに整備するかは地理的条件、それとその河川が果たす機能などそれぞれ河川の特徴で大きく変わると思われる。（例えばわが町も平成2年に大水害に見舞われ河川22,5キロにわたり堤防の越水で1,650ヘクタールの農地、家屋の浸水など被害を蒙った、その後災害復旧したが当時のような集中豪雨が20年間起こっていないので復旧効果は遊水機能も含めてからない、復旧内容は河川内側土堤防に構造物を施すことで河幅を広げ更に河床掘削と遊水池を市街地上流に1箇所と下流に1箇所計2箇所設けている）遊水地を整備するには優良農地を何十ヘクタールか潰さなければならない場合もあるので少し抵抗もある、潰さずに出来る方法はないかと思う。

その三　洪水等災害が起こった時の伝達方法には防災無線で知らせる、それとも各市町村で取り決めてサイレンなどによるものも有効と思われる、わが町は防災無線で伝達している。

その四　ダムに頼らない治水対策として森林を活用した防災対策はどうだろうか、杉、ヒノキ（針葉樹）等生産を目的とした森林作りから防災を兼ねた森林作りにする、それには保水力がある広葉樹と、針葉樹との混交林等を推進していかなければならない、生産者にとっては生産歩留りが悪くなるが、国土を災害から守るためには何らかの法整備をしながら取り組む必要があると思われる、時間は数十年かかるがコンクリートから脱するには森林の活用が不可欠である。

平成２２年２月１９日

住　所 [redacted]
電話番号 [redacted]
氏　名 [redacted]
職　業　無職
性　別　男性　　年齢　73歳

別紙

今後の治水対策のあり方について

ダムによる治水対策再検討の必然性

重厚長大なダム建設は河川の流れをコントロールして自然災害である洪水氾濫を抑制する究極の治水対策と考えられてきた。しかし洪水などの危険のある多数の河川にダムを建設しこれを維持管理するには膨大なコストがかかり国家財政を危機に陥れるばかりでなく、人間集落の水没や魚類などの生存域の喪失などの犠牲を払わなければならず、年とともに堆砂やダム湖周辺の地滑り多発による水量貯留能力も減少し、災害防止力も永続せず、河川と人間の共生を実現する究極の方策でないことが明らかになつてきた。ダムの齎すこのようなコスト高や犠牲を最小にして河川を含む自然環境を保全し自然と共生できる理想実現のためには人間は可能な限りダムに依らない新たな治水対策を開発しなければならない事態となつている。この困難な事態を打開する鍵は人間の長年にわたる治水対策の経験と近代の科学技術を活用する人間の知恵であると信じている。

治水対策の最重要課題

治水対策の最重要課題は豪雨豪雪などによる河川流量の増大によつて堤防が決壊し流域に大量の水を氾濫させ人間生活や自然環境に甚大な損害を与える洪水災害を防止することである。そのために有効と考えられ実行されてきた具体的対策は多々あるが最も有効な直接的対策は急激な河川流量の抑制と堤防の強化であると考える。固よりそのような対策はこれまで様々にとられてきたが、課題克服にはいたつていない。しかし新たな発想による取り組みにより課題克服への前進が期待できる。

新たな河川流量抑制対策

長大な主要河川の広大な流域内の降雨降雪は流域内の多くの沢や渓谷などが合流する支流に流れ込み支流は本流の各所で本流と合流して大河となる。本流は上流、中流、下流の順に川幅を広げ河床勾配は緩やかとなり堤防決壊などの災害は主として中流以下で発生する。本流の水量の大部分は多くの支流から流れ込むものであるから支流の数や規模が大きくこれらが一斉に本流に流れ込めば本流の流量流速は急激に増大し堤防の決壊氾濫の危険はたかまる。この危険を少なくするために支流になるべく多くの低床の堰を設けこれにより支流の流れを緩やかにし本流に流れ込む時間水量を少なくする必要がある。支流の本流への合流時間が長引くほど本流の流量の増大にも時間がかかり急激な増水を効果的に抑制できる。上流及び支流は一般に川幅が狭く砂防施設が作りやすいので上流にも堰を設けて流れを抑制すれば中流下流の急激な増水を抑制できる

技術開発による簡易低コストの新たな堰の建設

台風などに伴う豪雨で急激に増水する支流、本流の水量を抑制するには数多くの新たな堰を河川内に設ける必要がある。このやり方としてはすでに実用化されている消波ブロツクのようなブロツクを多数連結して一体化しこれを河床に置くブロツクスクリーン工法を採用する。この方法であれば堰は水をせき止めず速度を殺して通過させるので堰の受ける水圧を軽減し堰の固定を容易にする。堰を小規模のダムのように河床にコンクリートの躯体埋め込むやり方はコストや時間がかかりすぎ自然環境の保全にも有害である。
堰の建設で最も困難な問題は河床に積み上げられたブロツクの躯体を増水した急流の巨大な圧力に抗して設置個所に固定することである。現行の一般的なやり方は堰の重量とこれを支える地面（河床）の支持力に頼るやり方であるが、このやり方では多くの場合水圧に抗しきれず洪水などのたびに損傷破壊が進み維持管理に多大なコストがかかっている。新たな発想によるワイヤー砂防工法はこの問題解決に道を開く。この工法は広い河川上流域に存在する起伏のある地形を利用して強固なアンカーとしてこれに連結された強靭なワイヤーを河川内に垂下しこのワイヤーでブロツクの躯体を繋留固定するのである。ワイヤーは柔軟で膨張らず太さと本数を増やせばいくらでも強靭に出来るし長く伸張することも自由である。ワイヤーを連結する具体的アンカーの採り方としては河川の内外の凹凸のある地形を利用してとがつた部分に鉢巻をするとか落ち込んだ谷間にアンカーとなる重量物体を置きこれにワイヤーを連結するなどいろいろの方法がある。この方法で長大なワイヤーを河川の最上流から河床内に進展すればその長さだけ河川の中に堅固なアンカーが出来幾つもの堰をこのワイヤーで繋留できる
このように多くの堰を支流などの河床に設置する対策は河床、河岸の侵食を防止し多発している土砂崩れを抑制できることにもなり一石二鳥にも三鳥にもなる対策となる。さらに流域内の河川に多くの堰を設け流れを緩やかにすることは流域内の森林の保水力を増大する方法より効果的な治水手段と考える。

堤防の強化策

堤防は盛り土で形成された長い尾根を持つ低い山脈のようなものであるが堤防強化のための嵩上げには堤防基礎から広げて堤防全体を拡大する必要があり大きなコストがかかる。また流れに接する内水斜面の強化にはコンクリートなどを貼り付ける必要があり堤防の緑化を妨げる。また耐震性に大きな欠点があり有効な対策は開発されていない。このような堤防強化策にはワイヤー砂防工法は極めて有効である。即ちこの堤防の尾根をまたいで両斜面に適宜の間隔でワイヤーを垂らしこれらのワイヤーをさらに複数のワイヤーで横に連結して堤防斜面にワイヤーの枠を形成し、流れに接する内水面の枠には砂利などを詰めた布団籠や蛇籠を繋留し反対斜面にはアンカーとなる重量物体を繋留し振り分け荷物のように構造物を斜面に固定するのである。さらに堤防をなるべく長いスパンで区切りこの区切り部分を一体化するように振り分け荷物方式で鋼索の枠を作り斜面を強化すれば堤防の弱体な部分も他の堅固な部分でカバーされ容易に決壊しない。

結論

以上述べてきたところより今後の治水対策としては水量抑制対策と堤防強化対策を優先的に実行しその他の対策を状況に応じて併用すべきである。費用対効果の観点からの検討でも合理的と考える。ワイヤー工法は実例は少ないが多くの国で特許されており「土砂崩れ防止対策」のキーワードでのインターネット検索でも数万点のアイテムのトップにリストされており、実用化に大きな問題がないことは明らかである。

平成２２年２月１９日

1) 幅広い治水対策案の具体的提案

(1) 河川と森林を一元化する行政改革――

国と地方の水害・土砂災害行政は、河川法・砂防法等に基づく国土交通省と、森林法等に基づく農林水産省の行政に二分されてきた。川と山の行政の縦割りである。例えば、地すべり・土石流等の土砂災害行政は、国交省の砂防と農水省の治山のように川と山を分断してきた。橋本内閣当時に一元化する行政改革案が浮上した経緯もあったが…。ぼつぼつ既得権争いに終止符をうち、改革を断行して実効をあげるときではないか。

(2) 森林政策の重視――過去の公共事業は巨額の予算を要する人工構造物建造に偏重し、森林保全政策を軽視してきた。とくに1960年代の拡大造林以降は、間伐などを放置して森林の保水力を低下させ、災害発生の一因となっている。放棄人工林の手入れが急務である。

(3) 河川法の改正――河川法は、河川整備基本方針で「基本高水と計画高水流量」を定めることとし、「学識経験者と関係住民の意見を聴く手続き」を定めていない。1997年の法改正は画竜点睛を欠いたというべきだろう。治水の長期目標である河川整備基本方針は、河川整備計画と同様に住民への手続きを定めて改正すべきではないか。

3

(2) 新たな評価軸の具体的提案について

(1) 河川砂防技術基準・基本高水流量――河川砂防技術基準に拠る流出解析は、①治水安全度と確率計画雨量の設定②雨量のひき伸ばし③飽和雨量 Rsa の値④流量実測データと検証評価の不足……など多くの問題点を残したまま、治水効果を裏付ける根拠となっている。むしろ流量・雨量観測を整備しての検証評価こそ急務である。

(2) 第四紀断層調査指針(案)の見直し――1984年に作成された指針案は、その後見直し改訂されていない。中越沖地震を契機として原子力発電計画の断層調査手法が見直され、新耐震基準が策定されたにもかかわらず、ダムの安全性を担保するために調査手法を示す指針は、全面的に見直して早急に新たな指針をつくる必要がある。

(3) 費用対効果算出マニュアルの見直し――現行の算出基準に拠ってだされた B/C 1以上の値は、事業者が治水効果を説明する根拠となっている。が、流水汎濫防止区域の面積など多くの問題を残している。

(4) 検討内容チェックの厳密性――ダム基本計画段階は事業者の多様資料を鵜呑みにする傾向をもち、「ダム軸とダム型式」を決めてきた。例えば、地すべり防止区域・土石流危険渓流とダム計画との関連を示す平面図すら提出させてこなかったのである。

4

補足 具体的提案に関する参考資料

はじめに 長野県の国庫補助「滝川ダム」を30年あまりにわたって追跡調査し、また1996年12月発生の姫川支流「蒲原沢土石流災害」で工事関係者14人が死亡した事故を調査した体験を主として、気付いた課題を箇条書き風に簡単に記述した。

いずれも、事実に基づいて問題点を指摘しているつもりである。

1)の(1) 具体的な1事例。蒲原沢土石流災害の場合、前年災害(1991年7月)の緊急災害関連事業であり、姫川支流の急峻な蒲原沢の下流部に境界を設定し、農林水産省(林野庁(森林法)の事業を沢の上流側、建設省(砂防法)の事業を下流側と区分し、両行政はまったく同時期に災関事業を実施していた。が、情報交換も緊急避難体制の情報連絡も不十分なままであった。このため、工事労働者14人の死亡事故となっている。

二つの省庁が別の法律とその指定地に基づき、一つの川と山を分断してそれぞれ独自に事業を実施しており、縦割り行政の弊害を示している土砂災害の具体事例といえるだろう。

砂防対策・治山対策にかぎらず、治水対策にも共通する課題である。

1)の(2) 森林法による保安林指定（とくに水源かん養林）は、川の流量の増減や災害の発生と直結する条件であるにもかかわらず、指定地をきめたままで足踏みするきらいをもち、治水・災害行政との連携体制の弱さをもっていたといえる。

1)の(3) 1997年改正の河川法は、河川整備計画を決定するまでの案の段階において「関係住民への手続き」（公聴会の開催等）を行って意見を聴くことを重要な骨格としている。この改正は、住民への手続きを欠落させていても事業者（河川管理者）が自由にダム計画を決定できる、としていた従来の計画決定手続きを大きく方向転換するものであった。こうしてダムの計画決定までに一つの関門が制度化され、時間もかかるようになった。ところが、公聴会を開催さえすれば法の定めを満足できるという傾向を生まれ、住民への手続きそのものの形骸化という現象を生じている。

河川整備基本方針と基本高水は、関係住民への手続きを定めていないため、上位計画として河川整備計画を拘束する制度となっている。

2)の(1) 河川砂防技術基準・基本高水

事業者が行う流出解析は、当該河川の直線度等の条件に合わせて

「計画の規模」（治水安全度）の設定を出発点とし、その治水安全度に見合う確率計画雨量を算出し、雨量から治水基準地点の流量（基本高水流量）へと換算する。一般的に、地方の補助ダムは、「河川の重要度：C級、計画の規模：1/50～1/100」のなかから「治水安全度 1/100」をえらぶ例が多く、雨量のひき伸ばし等の手法で計画雨量を算出し、基本高水流量を算出する流出解析を開始している。

2000年12月の河川局長通達は、河川整備計画の認可基準を示し、通達(8)の同意の基準の中で a～h 8項目の「適合していなければならない基準」を示している。

事例① 千曲川と渋川の河川整備計画 治水安全度と達成期間

信濃川では河川整備基本方針を決定したとはいうものの、信濃川上流（千曲川）・中流・下流の河川整備計画策定は大幅におくれている。千曲川の河川整備計画は、2008年10月に第1回住民説明会を開いたままで、まだ「原案」も示されていない。「達成期間30年」を明示したとはいうものの、治水安全度については結局「1/30～1/50」程度に落ち着くものとみられている。基本方針の治水安全度は「1/100」。

一方、千曲川支流・渋川の河川整備計画は、治水専用「渋川ダム」

7

（河床れきの流水型）を骨格とし、長野県が2007年7月に認可申請，国交省により8月24日に認可されて決定した。「治水安全度1/100，整成期間30年」。

母川・千曲川と支流・浅川の河川整備計画は，治水安全度と整成期間の点で明白に不整合となっている。

事例② 浅川の河川整備計画と基本高水

長野県は田中康夫前知事当時の2001年末から翌02年5月，浅川ダムなしの河川整備計画案を国交省・関東地方整備局へもちこみ，調整をくりかえした。が，国交省は，浅川の治水安全度が「下流部1/60，上中流部1/30」で整合性を欠いていることなどを主な理由として申請認可を拒んだ。

村井仁知事は2007年2月，中止となっていた浅川ダム計画を多目的ダムから治水専用・流水型ダムへ計画変更して復活させ，「計画の決定と実施の方針」を記者発表した。この約2カ月後に河川整備計画「原案」をつくり，同年5月から7月へかけて学識経験者の意見，公聴会開催による関係住民の意見を聴く等の手続きをとり，国への認可申請。国交省は約1カ月後に浅川の河川整備計画を認可している。（河川局長あての2007．8．9付け申し入れ書と意見書，国土交通大臣あての2007．10．19付け裏有請求書で詳述）

393

今後の治水対策のあり方に関する意見募集について

意見募集について

1）幅広い治水対策案の具体的提案について

・生態系、水質、土砂などの観点から流水型ダム（穴あきダム）は環境に配慮したダムと考える。今後の治水対策のモデル工法として積極的に検討すべきである。

2）新たな評価軸の具体的な提案について

・代替案の検討に当たっては、歴史ある地域資源の温泉街の存続や、今後とも住み続けることができる地域社会の継続性に十分配慮する評価指標を設定すること。

・従来行われてきた数値化できるものだけに限定したB／Cの計算ではなく、環境改変の影響度合いや地域社会の存続、地域振興などを評価できる項目を設定してもらいたい。

今後の治水対策のあり方に関する意見募集について

意見募集について

1）幅広い治水対策案の具体的提案について

・遊水地は、流域に洪水を一時貯留できる幅広い敷地が確保できる等の地理的条件が必要で、河川を取り巻く状況によって可能性を評価されるべきである。どのような河川でも遊水地が設置されるものではない。

2）新たな評価軸の具体的な提案について

・少子高齢と人口減少の傾向の中で、河川幅を広げるような河川改修は、多くの住宅などを移転することになる。このような地域が移転してしまう計画は、地域が川沿いから湧出する源泉を持つ温泉街の景観を保全する等いろいろ工夫して、自信を持って、長く住み続けようとしている地域の努力を無残に否定することに繋がる。また、地域を分解してしまう。このような計画はなるべく検討から外すべきと考える。

・ダムということだけで、大きな事業費がかかり、環境への負荷が大きいと決めつけないこと。事業費やダムのタイプによって判断するための基準を設けること。

・赤倉温泉地区のダムは当初は水を貯めるダムであったが、様々な機会を経て流水型ダムに計画変更になった。長い時間を費やし地域の総意である治水対策をまとめたものである。この時点に、改めて変更することによる地域住民に与える影響を評価してもらいたい。

・代替案の検討に当たっては、歴史ある地域資源の温泉街の存続や、今後とも住み続けることができる地域社会の継続性に十分配慮する評価指標を設定すること。

意見者

[redacted]

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 宛

395

今後の治水対策のあり方に関する意見

① 氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）	[redacted]
② 住所	[redacted]
③ 電話番号	[redacted]
④ 職業	無職
⑤ 年齢	61歳
⑥ 性別	男
⑦ 意見	1）幅広い治水対策案の具体的提案について はじめに、『「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進める』対象を本体工事着工ダムに拡大すべきである。その理由は、土地収用法を無視して辰巳ダム本体工事を強行している実態からも必要である。土地収用法に基づく事業認定処分取消訴訟では、『処分庁が認定した基本高水ピーク量1750m³／秒は、他のデータと比較して著しく過大であり、他のデータから算出される数値をもとにすれば、洪水対策としての辰巳ダムは不要である。』（訴状）ことが明らかにされ、現時点においても裁判が継続されている。 『現在の日本の治水計画は、ダムによる洪水調節と河道の洪水流下能力の組み合わせでつくられている。だが、ほとんどの河川でダム建設は環境問題や財政的問題で計画通り進まず、あと100年たっても200年たっても完結しない状況にある。』（『増補』洪水と治水の河川史』大熊孝 著 平凡社 300頁）また、『治水には限界があり、すべての洪水を川の中に押し込めることは不可能であり、いつかは洪水が堤防を越えて溢れることは免れられない。その際に、どこが破堤するのか分からない状況が最も困るわけである。越流場所が特定され、そこを徹底的に守り、破堤さえ起こさなければ、越流氾濫量に比べ圧倒的に量が少ないので、被害はかなりの程度軽減できる。』（同 295頁～296頁）そのため、『現在、越流しても破堤せず持ちこたえられる堤防を確実に作られる技術段階にきているのである。それには連続地中壁工法や鋼矢板工法などいろいろな方法があるが、ここでは費用が比較的安い連続地中壁工法を紹介しておきたい。』（同 301頁、303頁） 私は、大熊 孝 さんが提案している治水対策に賛成である。 2）新たな評価軸の具体的提案について 『市民力と世界的な潮流とが合流し、2003年1月には自然再生推進法が施行され、1997年の河川改正法では「河川環境の整備と保全」が法の目的に加わった。国も進むべき方向性が明確になったのである。日米の河川管理の考え方に根本的な差はなくなったといえよう。』（『ダム撤去』科学・経済・環境のためのハインツセンター 青山貞一 訳 278頁）そして、『自然再生推進法はこう述べる。「過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、…地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。」』（同 278頁～279頁） 辰巳ダムの建設工事は中止すべきである。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	漁業
⑤年齢	42才
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 本意見募集の要領にあるように、「治水対策は、河道の掘削、引堤、堤防のかさ上げ、堤防の質的強化、遊水地、ダムの整備等に加えて、既存施設の有効活用、貯留・浸透施設の整備、森林の保全、氾濫原管理、洪水の予測や情報の提供、水防対策など被害の軽減を図る対策等を含めて、幅広い方策を検討する」ことが必要だと考えます。 例示されている具体例は、ぜひ検討項目に入れてほしいと思います。 さらに海・川・山の関連は、国でも河川からの栄養塩による海域の生産性が大きいことを認めていることから、海域の産業の現状や可能性も検討項目に加えてほしいです。 同様に、河川では治水対策の前後で、釣り等の多様な産業が大きく変化することが各地で確認されていることから、河川の産業の現状や可能性も検討項目に加えてほしいです。 2）新たな評価軸の具体的提案について 私の場合、身近な河川である岩手県２級河川の気仙川の治水計画にみられるように、４ｍもの深さの洪水が想定される場所でさえ、ダムを建設しても1.7ｃｍしか洪水が低減されないといった驚くほど治水効果のない計画が、なぜか最終的には最適な計画として生き残るという現状は明らかに問題があります。 本意見募集の要領にあるように、「これまでの評価軸に加え、時間的・財政的な制約」を加味し、「被害軽減効果（経済（資産）、人命、社会機能等）、コスト（維持管理含む）、地域社会・環境等への影響、利水事業への影響、実現性、達成しうる安全度」を検討することが必要だと考えます。 例示されている具体例は、ぜひ検討項目に入れてほしいと思います。 さらに海・川・山の関連は、国でも河川からの栄養塩による海域の生産性が大きいことを認めていることから、海域の産業の現状や可能性も新たな評価軸に加えてほしいです。 同様に、河川では治水対策の前後で、釣り等の多様な産業が大きく変化することが各地で確認されていることから、河川の産業の現状や可能性も新たな評価軸に加えてほしいです。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

397

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted] E-mail [redacted]
④職業	会社員
⑤年齢	54歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	1）幅広い治水対策案の具体的提案について 洪水低減と土地の有効活用を目的として、地下貯留槽が施工されているが、地下貯留槽上部の敷地は一般的に公園やグラウンド・駐車場として利用されています。 プラスチック製の簡易な施設は別にして、鉄筋コンクリート構造など人工地盤に近い十分に安全性を担保できる施設の場合には、地下貯留施設の上部に宅地を建設出来るように規制を緩和してはどうか。 貯留施設部分に住宅を建設出来れば付加価値が向上して導入が進むと考えます。

平成22年2月16日

国土交通大臣　前原誠司殿

有識者会議御中

[redacted]

ダム以外の治水策応募

「ダム放水こそ最大の洪水原因」

2月19日までの募集に下記のとおり申し上げます。

記

第一　前置き

1　全国のダム計画は自民党が、票、政治献金目当てに昭和40年ごろ、田中角栄、小沢一郎らがはじめたもの。

2　公金横領、巨大詐欺犯罪行為、

3　自然破壊(土砂供給遮断で)、全国の海岸線後退、水産資源枯渇の原因である。

4　ダム放水こそが、全国の水害を引き起こしている。数千人～数万人をダム放水で殺している。国はこの事実を隠蔽している。

5　全国のダムを撤去するだけで、水害被害は9割減ると思う。

6　熊日新聞の募集文の不備か、ダム以外の公共工事で、土木業者をなだめる案を募集しているようだ。　　堤防工事で十分だ。

7　これまでの政府のダム建設理由は、100%がうそとごまかしであると思われる。

8　死者の数、死者の場所、浸水被害場所、軒数、水不足など、虚偽内容公文書を作成、行使し、御用有識者は、だまされたふりをして、工事にゴーサインを出し続けている。　八百長をやめるべきだ。

第二　熊本県のダム

1　阿蘇立野ダム

治水目標1秒間に300トンは、昨年クリアしたので、ダムは不要となった。

つまり、熊本市中心部の世継橋改築により、川幅が拡張されたので、洪水は心

配なくなった。　熊本市長は形式的に推進を言うが、工事代欲しさの業者らに迎合しているもの。

白川は天井川だといううそを、私の調査で一箇所も川底が外より高い地点は無いことを調べ、国事務所に抗議した。

昭和 28 年の大水害は、熊本大学教授が、大学傍の子飼橋を、木製から鉄筋コンクリート製に変えたとき、橋げたの数が多すぎ、阿蘇からの流木が橋げたに引っかかり、ダム状となり、上流両岸堤防が決壊し、多くの死者が出た。

大学教授の猿知恵が大惨事を引き起こした。　有識者も間違うことが多い。

2　川辺川ダム

現在計画中のうち、人吉大橋左岸を買収拡張すれば良い。

ここは、国が故意に拡張せずに、水害を演出していたもの。球磨川の水流を遅くして、人吉市中心街の裏を流れる山田川を逆流させ、中心部に浸水させていたもの。

3　熊本県営　天草路木ダム

即刻、白紙撤回すべきだ。

3 月に本体着工仮契約というが、園田博之代議士、西岡勝成自民党前県幹事長らが、昭和 5 年から、計画させたもので、公金詐欺で、2 件の裁判中。

40 年前の大渇水後、5 つのダムが出来た。　牛深市(最近消滅)の住民は 2 つのダムしか知らされていない。42 千人から 17 千人に人口は激減している。

路木川がどこにあるのか誰一人知らない。小川より小さく川とはいえないところである。

人家は 5 軒しかないのに、１００軒床上浸水など、25 件以上の、偽装、捏造理由で、50 億円が無駄使いされた。後 40 億円を公金詐欺横領しようとしている。

県は「何らかの災害はあった」と、馬鹿なことをいい、「検証済み」という。

私は熊本市中心の下通りアーケードで、ダム反対の知事宛請願書を 2,300 人募り、昨日、蒲島県知事へ届けた。2 月 8 日～2 月 14 日のわずか 7 日間でこのような大人数の人が、請願署名した。　県のうそ、ごまかしに国民は怒っている。

ダムが着工すると、70 ヘクタールの広大な干潟に生息する日本一多い百種類以上の貝、白魚、アサリ、ハマグリ、アオノリ、かに、アマも、ゴカイ、魚の稚魚、他が、直ちに絶滅する。　真珠養殖もできなくなる。

以上

(別添：意見提出様式)

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名 (フリガナ)	企業名：[redacted] 代表者：[redacted] 担当部署：[redacted] 担当者：[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	[redacted]
④・⑤・⑥ 職業・年齢・性別	
⑦意見	1）幅広い治水対策案の具体的提案について ■ 橋梁などによる河積阻害要因の解消策【既存施設の有効活用】 ● 提案概要 橋梁などが河積阻害要因となっている狭窄部において、地上発進・地上到達が可能なシールド工法＝URUP（ユーラップ：Ultra Rapid Under Pass）工法により、河川と平行にトンネル（分水路）を構築し、狭窄部における河積を増大させます。 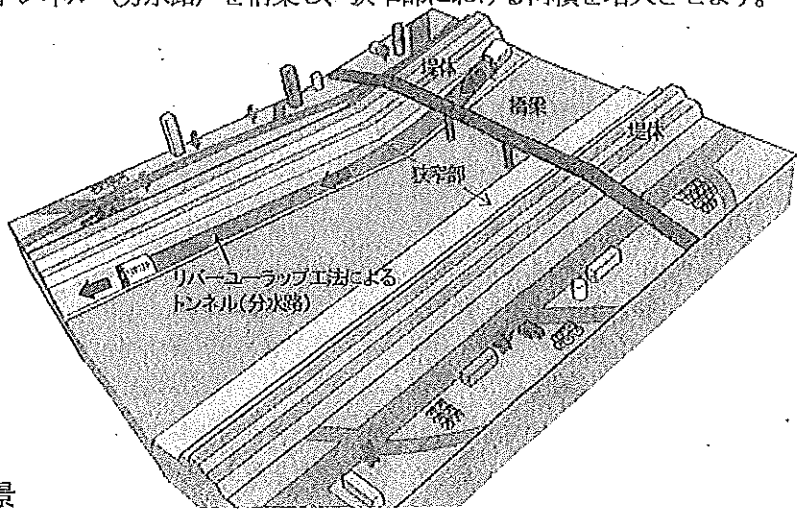 ● 提案の背景 橋梁などが河積阻害要因となっている狭窄部での河川改修工事は、既往交通の一時的な遮断や工事中の二次渋滞発生問題、あるいは用地問題などが支障となるため、なかなか進んでいないのが現状です。また、橋脚による河積阻害が狭窄要因として問題となっている箇所もあります。 ● 実施方法 ➢ 上流側の高水敷からシールド機を発進し、橋梁下を通過するトンネルを構築します。 ➢ 下流側にシールド機を地上到達させ、その後シールド機を撤去します。 ➢ シールド機の撤去後、発進・到達部に各々取水口・放水口を構築します。 ● 期待される効果 ➢ 狭窄部に地下トンネルによる分水路を設けることで、河積阻害を改善し、洪水時の河川水位の上昇を抑制できます。 ➢ 全ての施工を堤外地内で行なえ、堤体の改変を伴わないので、堤体の安定性を損ないません。加えて、高水敷用地を運動場などで有効活用している場合、その施設の運用に支障を与えません。 ➢ 地上発進・地上到達が可能なシールド工法を採用することで、立坑などの開削工事が不要となるため大幅な工期短縮が図れます。 ➢ 立坑を設けず地上から直接発進、地上に直接到達するため、放水口・取水口部で損失水頭が小さい構造を採用できます。 ➢ シールド機が地上に到達するため、シールド機の撤去・転用が容易で、施工箇所が複数の場合、大幅なコストダウンが可能です。

具体的提案に関する補足説明

URUP 工法の概要

URUP 工法は都市部の多くの交差点や踏切で発生している慢性的な渋滞を短期間で解消するために開発された、アンダーパスの急速施工法です。これまでのアンダーパス工事に必要であった立坑・開削工事を行わず、シールド機で地上から掘り進めアプローチ区間を含めたアンダーパス全線を連続施工します。また、杭打機などの大型重機を使わないので、騒音や振動を大幅に抑えることができます。

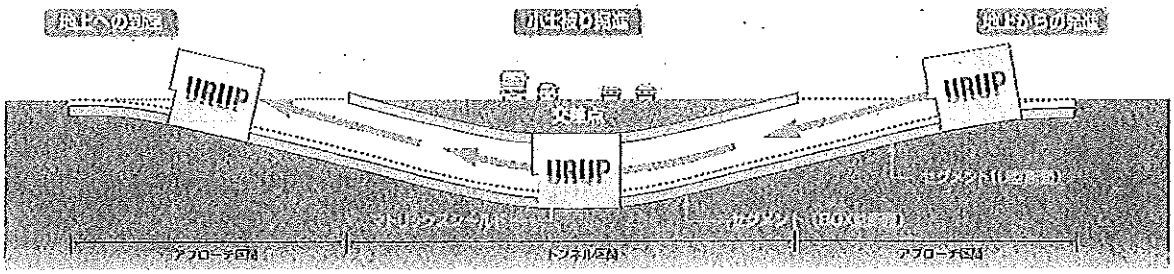

図—1 URUP 工法概要図

(財)国土技術開発センターによる建設技術審査証明を取得
平成 19 年度推奨技術候補（新技術活用システム検討会議）（国土交通省）に認定
NETIS 登録番号 KK-050117-A

URUP 工法の長所

➢ 工期を 1/3 に短縮

世界初の地上発進、地上到達を実現することで、アプローチ区間を含めたアンダーパス全線の連続施工が可能となりました。これにより、従来工法に比べて工期を 1/3 に短縮できます。

➢ 工事による交通渋滞・騒音・振動を低減

立坑・開削工事を行わないので、工事による交通渋滞や騒音・振動を低減します。また、アンダーパスを短期間で急速施工するため、交通渋滞を早期に解消することができます。

➢ 環境にやさしい

大型重機を使用しないため、工事による排出ガスを抑制でき、開削工事に比べて CO2 発生量を 1/2 に削減できます。また、立坑・開削工事を行わないので、地下水の流動を阻害しません。さらに、目的構造物の必要断面だけを掘削するので、工事に伴って発生する土砂(産業廃棄物)量を削減できます。

リバーユーラップ工法による河川水位低下の試計算

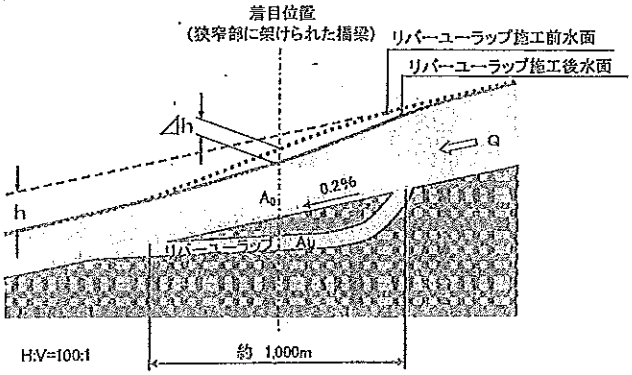

図—2 リバーユーラップ試計算モデル図

表—1 リバーユーラップ試計算結果

記号	項　目	単位	CASE 1	CASE 2
Q	流量	m^3/sec	1,500	1,000
A_0	着目位置の流積	m^2	390	300
Au	リバーユーラップ断面積	m^2	40	40
h	狭窄部の上流側と下流側の等流水深の差	mm	1,340	930
Δh	着目位置のリバーユラップによる水位低下量	mm	470	420

流量 1,500m³/sec、1,000m³/sec の 2 ケースにおいて、リバーユーラップを施工した場合の着目位置（橋梁による狭窄部）での河川水位の下量が各々470mm、420mm となることを確認しています。

(別添：意見提出様式)

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　御中

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名 （フリガナ）	企業名：[redacted] 代表者：[redacted] 担当部署：[redacted] 担当者：[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	[redacted]
④・⑤・⑥ 職業・年齢・性別	
⑦意見	1）幅広い治水対策案の具体的提案について ■ 地下トンネル構築による河川改修【河道掘削、引堤、堤防かさ上げ】 ◉ 提案概要 地上発進・地上到達が可能なシールド工法＝URUP（ユーラップ：Ultra Rapid Under Pass）工法により、既存の橋梁（道路、鉄道）に平行して地下トンネルを構築し、既往交通を地下化した後で橋梁を撤去し、引き続いて河川改修工事（河道掘削、引堤、堤防かさ上げなど）を行います。 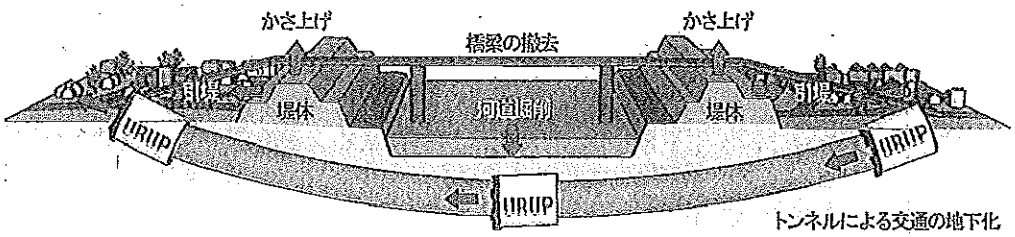 トンネルによる交通の地下化 ◉ 提案の背景 河川の改修には、河床を掘削し河積を増加させる「河道掘削」、河川幅を広げ河積を増加させる「引堤」、堤防の天端に盛土を行い堤防の高さを上げる「堤防かさ上げ」などがあります。しかしながら、既存の橋梁がある場合には、橋脚の継ぎ足し（河道掘削）、橋梁の延長（引堤）、橋梁のかさ上げ（かさ上げ）などの橋梁改修工事が必要で、この工事を行う際の既往交通の一時的な遮断や工事中の二次渋滞発生問題、あるいは用地問題などが河川改修の支障となるため、橋梁付近での河川改修工事が進んでいないのが現状です。 ◉ 実施方法 ➢ 堤内地の地上部からシールド機を直接発進させ地下トンネルを構築します。 ➢ 対岸の堤内地にシールド機を地上到達させ、その後シールド機を撤去します。 ➢ 道路の舗装や鉄道のレールを布設、照明や換気などの諸設備を設置した後で、トンネルを開通させ交通を地下化します。 ➢ トンネル開通後、既存の橋梁を撤去します。 ➢ 橋梁の撤去後、河道掘削や引堤、堤防かさ上げなどの河川改修工事を行います。 ◉ 期待される効果 ➢ 交通を地下化することで既往交通ルートを完全に切り替えるので、河川改修工事を行うに際しての支障がなくなるため、安全、確実に河川改修が行なえます。 ➢ 地上発進・地上到達が可能なシールド工法を採用することで、立坑などの開削工事が不要となるため大幅な工期短縮が図れます。 ➢ シールド機が発進・到達するための深い立坑が不要となるため、発進、到達ヤード用地の占有面積を大幅に縮減できます。 ➢ シールド機が地上に到達するため、シールド機の撤去・転用が容易で、施工箇所が複数の場合、大幅なコストダウンが可能です。 ➢ 橋梁への取付け道路を残置することで、河川周辺住民の生活道路を確保できます。

具体的提案に関する補足説明

URUP 工法の概要

URUP 工法は都市部の多くの交差点や踏切で発生している慢性的な渋滞を短期間で解消するために開発された、アンダーパスの急速施工法です。これまでのアンダーパス工事に必要であった立坑・開削工事を行わず、シールド機で地上から掘り進めアプローチ区間を含めたアンダーパス全線を連続施工します。また、杭打機などの大型重機を使わないので、騒音や振動を大幅に抑えることができます。

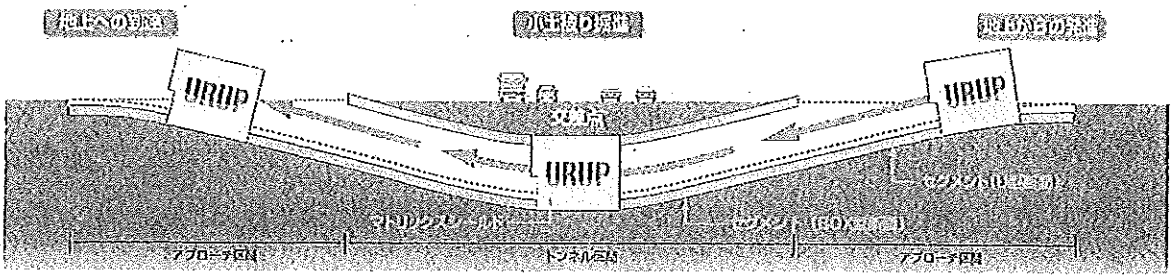

図―1 URUP 工法概要図

(財)国土技術開発センターによる建設技術審査証明を取得
平成 19 年度推奨技術候補（新技術活用システム検討会議）（国土交通省）に認定
NETIS 登録番号 KK-050117-A

URUP 工法の長所

- 工期を 1/3 に短縮

  世界初の地上発進、地上到達を実現することで、アプローチ区間を含めたアンダーパス全線の連続施工が可能となりました。これにより、従来工法に比べて工期を 1/3 に短縮できます。

- 工事による交通渋滞・騒音・振動を低減

  立坑・開削工事を行わないので、工事による交通渋滞や騒音・振動を低減します。また、アンダーパスを短期間で急速施工するため、交通渋滞を早期に解消することができます。

- 環境にやさしい

  大型重機を使用しないため、工事による排出ガスを抑制でき、開削工事に比べて CO2 発生量を 1/2 に削減できます。また、立坑・開削工事を行わないので、地下水の流動を阻害しません。さらに、目的構造物の必要断面だけを掘削するので、工事に伴って発生する土砂(産業廃棄物)量を削減できます。

URUP 工法の線形例

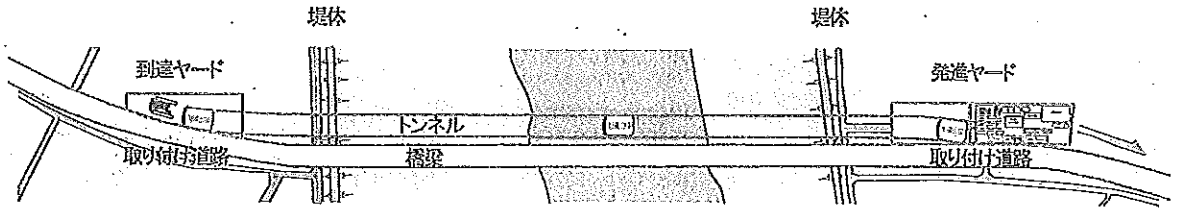

(平面)

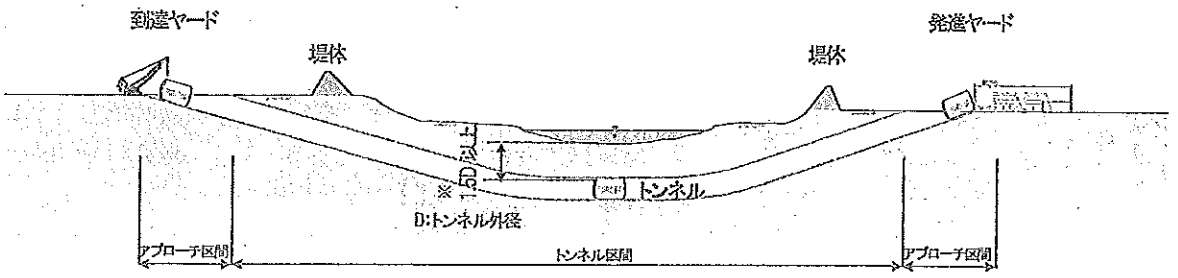

(縦断)

※河川横断トンネル埋設にあたっては、計画河床高または低水河床高のどちらか深い方にその周辺の局所洗掘深を加えた位置から1.0D 以上の土被りを確保することを基本とする。(出典:(財)河川管理施設等構造令)

図―2 線形例

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	無職
⑤年齢	６５歳
⑥性別	男
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	１）幅広い治水対策案の具体的提案について ―宇治川天ヶ瀬ダム再開発に疑問　「淀川水系流域委員会」の意見書に沿って全面的に見直しすべきである― 淀川水系河川整備計画（080331）に現在の天ヶ瀬ダムの放流能力を現行の840m3／Ｓから1500m3／Ｓに増大させるためにダム左岸域に最大内径26m、長さ600m、放流能力600m3／Ｓのトンネル式放流施設を建設する天ヶ瀬ダム再開発事業計画がある。継続事業扱いであるが、実態は、ダム建設に匹敵する影響を下流の住民や河川に与える工事である。 しかしその目的とされている琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減の実態を見れば、巨額の税金を投入して下流にとって危険・景観破壊をもたらす天ヶ瀬ダム再開発・1500m3／Ｓを行うことの緊急性必要性について大いに疑問がある。 琵琶湖総合開発事業（1972～1996年、1兆9000億円）の治水計画で総延長50.4ｋｍ、湖岸堤2.8ｋｍ、「湖岸堤・管理用道路40.5ｋｍ、管理用道路2.0ｋｍの新築、内水排除施設14機場の新築、13河川の湖岸堤関連河川の改修、南湖および瀬田川浚渫などの治水対策が講じられ、「琵琶湖の開発と保全」の中で昭和47年7月洪水と平成7年5月洪水を比較して治水効果が大いに上がり、大きく改善されていることを述べている。 実際に現地調査でも平成7年の7戸浸水は浸水するところへの住宅建設という経緯からして起こるべくして起こったものであることは判明し、住民はその後の建設で1m程度のゲタを住宅にはかせる対策を講じている。琵琶湖沿岸の浸水の軽減対策は、「淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書」（平成15年2月、淀川水系流域委員会）の琵琶湖部会の意見で明記しているように、「緩やかな水位上昇による湖岸域の洪水被害は主として田畑の冠水で、人命への深刻な影響が懸念される流入河川の急激な氾濫洪水とは別個に考える必要がある。この場合、浸水補償・移転促進・輪中堤建設・ピロテイ―構造化などの方策の策定を、十分に検討すべきであり、また浸水の可能性のある周辺農地を『遊水地』や野生生物の生息地として借り上げる等、積極的に活用する施策をも行うべきである。その場合、農林行政での『水田の多目的機能』政策と連携することが必要である。」と述べている。 こうした実態に即した対策こそが重要なのである。 一方、天ヶ瀬ダム再開発事業は、宇治川洪水時には放流能力を現在の840m3／Ｓから1140m3／Ｓに増大させ、琵琶記後期放流時には1500m3／Ｓ放流を行う計画である。

	①巨大トンネル式放流施設建設に対する疑問、ダム周辺の地質やトンネル建設の安全性に対する疑問に対して納得ゆく説明がなされていない。 ②放流に伴う低周波空気振動と対策についての説明がなされていない。 ③河川整備により、洪水水位が現状より、改修後の方がどんどん高くなるという計画は全国の他に例がない。宇治川の河川整備計画は非常に特異な計画なのである。 下流の塔の島地区ではＨＷＬギリギリの高水位で2週間から20日間の大洪水を流す計画であり、下流の住民は、現在よりも大きな危険にさらされることになる。 ②1500m3／Ｓ計画は、世界遺産と遺体となった塔の島地区の河川環境と景観を破壊する。 国交省は、1500m3／Ｓ放流のために、塔の島地区河道掘削を現在流域住民の説明責任を果たさないまま強行的に着手している。1500m3／Ｓ放流の関連河川工事で破壊が進行している河川環境と景観破壊は、河道掘削の強行で致命的なダメージを被る。1300年以上の歴史がある名勝「亀石」も陸地化する。 宇治川は宇治のまちの生命線であって、この地域は世界遺産平等院と宇治上神社のはさまれた地域で世界遺産を生み出し、世界遺産を一体となった「宇治市のシンボル景観」であり、宇治市景観計画の「景観計画重点区域」であり、「重要文化的景観」の地域である。 宇治川洪水に対応するためには、塔の島地区で1200m3／Ｓ程度の流下能力で十分である。河道掘削は不要である。 ③宇治川堤防が危険である。 宇治川のような規模の河川で、1500m3／Ｓの高水位でしかも2週間から20日間の長期間洪水が流される計画も間は他の例がない。宇治川堤防が脆弱であることは国交省自身が認めている。20数キロのうち3.5ｋｍを強化して安全であるといっても流域住民は誰一人納得していない。納得ゆく説明がなされていない。宇治川堤防の特異性を歴史から学ぶことが必要である。 豊臣秀吉が伏見城建設に際して宇治橋地点で西流して巨椋池に流入していた宇治川を伏見向島まで北流させるために、河川を横切り砂州、島をつないで築堤したものである。また現在の宇治川と堤防の下を東部の山地から巨椋池へと流れていた宇治川横断伏流河川が存在する。巨椋池は巨大遊水地であったものが築堤で宇治川から切り離され、昭和28年9月洪水によって向島地点で破堤した当時は水田であった場所に、現在数万人の住民が居住する地域となっている。 宇治川堤防の調査結果と具体的対策を明らかにし、流域住民への説明責任を果たすべきである。 結論 淀川水系流域委員会の意見書および流域住民の意見に基づき天ヶ瀬ダム再開発および塔の島地区河道掘削を抜本的に見直すこと。塔の島地区河道掘削は必要なく、琵琶湖後期放流は下流の宇治川の流下能力1100～1200m3／Ｓと低減すること。 宇治川堤防強化を最優先させること。

1)　治水対策案の具体的提案

[redacted]

A　「治水」という言葉の定義

洪水などの水害から人間の生命・財産：生活を防御する為に行う事業。

B　「現状の分析から問題点の抽出」

河川を雨水が流下するについての経験的計算式においてその「排除必要量 Q1」を決定する要素は次である。

①　流域面積
②　降雨強度…経験値なので地球温暖化の最近は増加するばかりで減少はしない。
③　流出係数…土地の形状なので人間が変更させる事ができる。

一方、「排水能力 Q2」は上記によって決定された「排除必要量 Q1」を上回らなければならないが、これを決定できる要素は次である。

①　通水断面
②　河床勾配
③　粗度係数…摩擦係数で「流下時間」を決定する。
④　流入時間…河川に到達するまで時間で、土地の形状等によって決定される。

以上の各因子の中で「河川計画」において安全側に作用するように河川関係者が努力するのは当然でその作業は行われて来た。しかしその努力は「河道」においてのみの場合がほとんどである。従って「河道」の検討が尽きると「ダム」という結論があったのは「水力発電」の必要な時代においては当然の事だった。その事は今も…又これからも選択肢として完全消去は出来ない。

むしろ、日本の気候や地形において「ダム」の機能や目的は間違ったものではない。問題があるとすれば、物理的でない部分であろう！と推察する！

C　「今までに欠けていた横断的努力」

先人が努力した項目

①　通水断面…川幅（左右の努力）
②　河床勾配…地形に左右される「勾配と堤防」（上下の努力）

これから改善努力しなければならない項目

①　流出係数…土地の開発には省庁を超えたコントロールが必要。
②　流入時間…時間の調節は「森林・田圃・舗装率・防災調節池…ダム」等でコントロールが可能である。省庁を超えた検討とルールが必要である。

2）新たな評価軸の具体的提案について

秩序ある開発を目指しての新しいルールを「省庁横断的」に作成すべきである。これは「公共事業」「民間の開発」全てに適用されなければならないのは当然である。

（別添：意見提出様式）

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局　宛

今後の治水対策のあり方に関する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]
②住所	[redacted]
③電話番号又は メールアドレス	[redacted]
④職業	団体役員
⑤年齢	５８歳
⑥性別	男性
⑦御意見 （御意見が長文の場合は、併せてその内容の要旨（1,000字以内）を添付してください。）	１）幅広い治水対策案の具体的提案について 「幅広い治水対策」は河川などの氾濫そのものを防止することと、不幸にも氾濫した場合の被害を軽減することを組合わせた対策が大きな柱になると考えます。前者は河道の改修など治水施設を整備するハード対策が、後者は警戒避難体制の確立などのソフト対策が該当します。 これらは災害、特に水害が発生するたびに有識者をはじめ様々な関係者により議論されてきたことであり、また地球温暖化による異常気象がますます懸念されているなか、国民の安全・安心を確保するため、治水対策は最優先の政策課題で、政府にはしっかり取り組んでいただきたいです。 治水対策に当たっては、まずは水害を防止することに重点を置き取組むことが重要と考えます。わが国では、水害をもともと受けやすい沖積平野に人口が密集、産業や経済の中枢が集積しており、これらへのダメージは最大限回避すべきです。 ソフト対策の効果や必要性を否定するつもりはありませんが、近年特に施設整備への取り組みが疎かになってきていないのか、非常に危惧しているところです。 河川を改修してもあらゆる豪雨に対応できるわけではないとか、高い堤防を作ることにより氾濫被害を一層大きくしているだけだ、などの意見がありますが、だからといって河川改修をはじめ施設整備の効用を過小評価することは避けるべきです。 わが国の治水対策は直轄管理で戦後最大の洪水、県管理では時間雨量５０ミリが当面の目標という非常に低いレベルにあり、その実現でさえ相当な期間を要しているのが現状です。 「有識者会議」では改めてその実情を認識していただき、国が責任を持って整備すべき施設整備の水準はどこまでなのか充分議論を尽くしていただきたいです。施設整備には、長い時間と莫大な費用がかかりますが、だからこそ手を緩めることなく着実に進める必要があると考えます。 治水施設を整備してもいかなる豪雨にも対応できるわけでないことか

	ら、その効果に限界があることだけを捉えて施設整備を批判する声をよく聞きますが、だからといって整備の努力を怠ることはあってはならないと考えます。ハード対策が万能でないところをカバーするのがソフト対策であり、あくまで生命と財産を洪水被害にあわないようにする姿勢が必要です。 その次に重要なことは、氾濫した場合に被害を少しでも軽減させる、とりわけ人命を守りうる方策を講じる必要があると考えます。 つぎに治水計画のあり方です。 真っ先にダムを回避することありきの風潮があります。（現政権がそうなのかも知れません）ダムの建設は施設整備の中のひとつの手法であることを頭から否定しています。河道改修、分水路、遊水地、調節地などと並ぶ有力な選択肢のひとつです。 施設整備にあたっては、個々の河道の状況や氾濫域の土地利用や経済活動の状況に応じて計画を作成すべきもので、地域の意向を主体に選択することが最も重要であります。また、河道改修には破堤というリスクがあり、霞堤や浸水を許容する地区を設定することなども考慮すべきとの意見がありますが、これも人口が集積し高度な土地利用がなされている都市部と地方部を同一視することなく、それぞれの地域の実情に合わせ本当に実現可能な対策を選択する必要があり、このような点からも地域の主体性を重視すべきです。 「ダムに頼らない治水対策」ではなく「ダムだけに頼らない治水対策」が正しい表現ではないでしょうか。 また、ダムを建設しないための代替として総合治水対策を進めるべきいうような意見や報道をよく耳にしますが、このような誤った考え方が蔓延しています（国会議員のなかにも）。総合治水といえども基幹となるのは治水施設の整備です。河川によってはダムも有力な施設の一つであることが理解されていないのではないでしょうか。 また流域対策は目標達成までに相当の期間を要することや対策量がそれほど大きくないことなど、全国ですでに取組まれている実例と実情を十分把握したうえで議論をしていただきたいと考えます。 2）新たな評価軸の具体的提案について 被害軽減効果が最も重要な評価軸であると考えます。財政的な制約があるのならより効果の高い地域を優先すべきです。 また効果算定に当たっては、現行の「治水経済調査マニュアル」は過小な算定になっているように思います。特に、間接被害については、算定手法もあいまいで、実態と大きくかけ離れているのではないかと思います。委員会で、よく議論していただいてはどうでしょうか。 また、どのような治水対策を採るかは、それぞれの地方（都道府県）の意見を最優先すべきです。河川整備計画のように「意見を聞く」の

	ではなく、実態をよく把握している地方の考えを重視すべきだと考えます。地形や人口分布、地域の産業構造や総生産高など河川の氾濫域は千差万別で、とても全国統一的な物差しで判断するのは不可能だと考えます。ダムに頼るかどうかも当然、地方の判断に委ねるべきだと考えます。新たな評価軸についても地方が選択できるような制度にし、全国を一律に定めることは時代遅れです。 以上